



DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)/(標準型)/(株式重視型)

愛称: ゆめ計画(確定拠出年金)

追加型投信/内外/資産複合 課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ◆本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。
- ◆「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)/(標準型)/(株式重視型)」は、 主に国内外の株式および債券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落、組入株式の発行会社の倒産 または財務状況の悪化等の影響により、もしくは金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行 体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがありま す。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月19日に関東財務局長に提出しており、2024年3月20日にその届出の効力が生じております。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 大関 洋
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

<u></u> 且 次

第一部	【証券情報】·	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第二部	【ファンド情報	艮】 •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1	【ファンドの状			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	【管理及び運営	雪】 •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
第3	【ファンドの紹	圣理 状》	兄】	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
第4	【内国投資信訊	£受益詞	正券	事	務の	り根	既要		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	117
第三部	【委託会社等の)情報】	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	118
第1	【委託会社等の)概況】	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	118
約款•				•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	巻末

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

上記3ファンドを総称した愛称として「ゆめ計画(確定拠出年金)」ということがあります。また、各ファンドの愛称として、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)を「ゆめ計画30(確定拠出年金)」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)を「ゆめ計画50(確定拠出年金)」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)を「ゆめ計画70(確定拠出年金)」ということがあります。

以下、上記3ファンドのそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「ベビーファンド」または「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス」ということがあります。また、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)を「債券重視型」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)を「標準型」、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)を「株式重視型」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

② 委託会社 (ニッセイアセットマネジメント株式会社) の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として 計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8)申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間:2024年3月20日から2024年9月19日まで

○ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。 ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、 申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社 の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再 信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。 ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会(国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます)に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

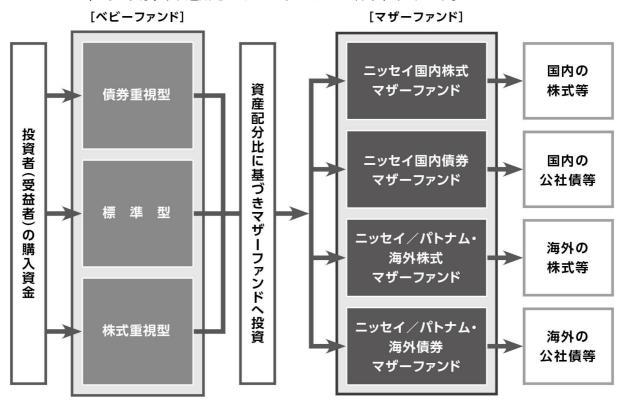
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

各ファンドは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② ファンドの特色

- ◆マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を 行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。
 - ・各ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- ◆投資資金の目的や投資可能期間などによって3つのファンドからご選択いただけます。
 - ・株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク (価格の変動) が大きくなる傾向があります。
 - ・各ファンドの資産配分比は、原則としてその変動幅を±5%以内(国内債券は±10%以内)に抑制します。
 - ・外貨建資産には、原則として為替ヘッジを行いません。

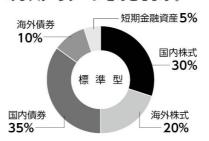
DCニッセイ/パトナム・ グローバルバランス(債券重視型)

収益性よりも安定性を重視し、債券へ重点的に投資するファンドです。 株式の実質組入比率を30%程度に、 外貨建資産の実質組入比率を20% 程度にそれぞれ抑制し、比較的安定 した収益の獲得をめざします。



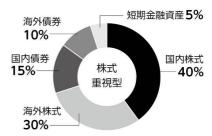
DCニッセイ/パトナム・ グローバルバランス(標 準 型)

安定性と収益性を共に追求し、株式・債券へ概ね50%ずつ投資するファンドです。株式の実質組入比率を50%程度に、外貨建資産の実質組入比率を30%程度に保ち、中位のリスク・リターンをめざします。



DCニッセイ/パトナム・ グローバルバランス(株式重視型)

より積極的に収益を追求し、株式へ 重点的に投資するファンドです。株 式の実質組入比率を70%程度に、 外貨建資産の実質組入比率を40% 程度に保ち、積極的な運用で値上り 益を追求します。



- ・上記の各資産の組入比率は、各マザーファンドへの基準資産配分比を表しています。
 - ◆国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが行います。
 - ●ニッセイ国内株式マザーファンド(運用:ニッセイアセットマネジメント)
 - ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
 - ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
 - ・グロース投資(成長株投資)、バリュー投資(割安株投資)などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。
 - ●ニッセイ国内債券マザーファンド(運用:ニッセイアセットマネジメント)
 - ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
 - ・原則として、投資適格債[※]への投資により、信用リスクを抑制します。
 - ※ 投資適格債とは、債券格付(債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度)がBBB格相当以上の債券です。
 - ●ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド(運用:ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー)
 - ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄 に分散投資します。
 - ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター (業種等) ・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
 - ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

- ●ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド(運用:ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー)
 - ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
 - ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格 変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築しま す。
 - ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・リソー シズ・インク傘下の運用会社です。

フランクリン・リソーシズ・インクについて

フランクリン・テンプルトン*1は米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150ヵ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.456兆米ドル(約207兆円)*2の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

- ※1 フランクリン・リソーシズ・インクは、傘下の子会社を含め「フランクリン・テンプルトン」として業務を執行。
- ※2 グループ運用子会社を含む運用資産の総額。2023年12月末現在、1米ドル=141.83円で円換算。
 - 2024年1月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

③ 信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

- ④ ファンドの分類
 - 追加型投信/内外/資産複合に属します。
 - 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです(該当区分を網掛け表示しています)。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

判住6万衣				
投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式一般		グローバル		
大型株 中小型株		(日本含む)		
債券	年1回	日本		
一般	年2回	北米	ファミリー	
公債 社債	年4回	欧 州	ファンド	あ り ()
その他債券 クレジット属性	年6回	アジア		
()	(隔月)	オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券			ファンド・ オブ・	
(資産複合 (株式・債券)	日々	アフリカ	ファンズ	なし
資産配分固定型))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマー		
資産配分固定型		ジング		
資産配分変更型				

商	品	分	類表
11111	нн	//	/// 1

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産ととも
	に運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源
	泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨
	の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)
(投資信託証券	とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをい
(資産複合	う。
(株式・債券)	目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定
資産配分固定型))	的とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載が
	あるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を
(日本含む)	源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ
	投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるも のまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

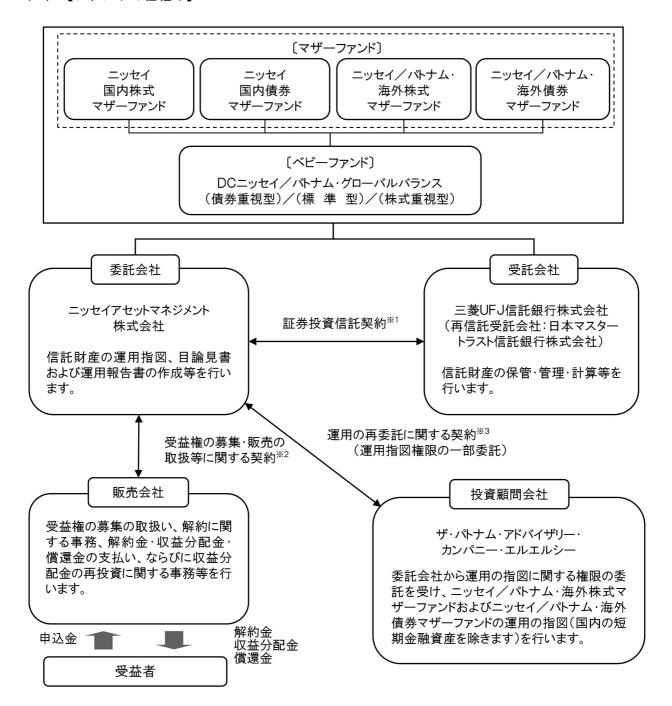
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
- ※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約 に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の 業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- ※3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部 を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定 めた契約です。

委託会社の概況 (2023年12月末現在)

·金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第369号

・設立年月日 : 1995年4月4日・資本金の額 : 100億円

• 沿革

1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧

問株式会社) が設立され、投資顧問業務を開始しました。

1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託

業務を開始しました。

1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社

(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始

しました。

2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としま

した。

・大株主の状況

名称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券	短期金融資産
	マザーファンド	マザーファンド	マザーファンド	マザーファンド	应别金融复生
債券重視型	20%	55%	10%	10%	5%
標準型	30%	35%	20%	10%	5%
株式重視型	40%	15%	30%	10%	5%

- ③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%)以内に変動幅を抑制します。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

ニッセイ国内株式マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数)[※](配当込み)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
 - ※ TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの 時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

- ② 銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。
- ③ 投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。
- ④ 上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。
- ⑤ ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。
- ⑥ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の 財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれ ぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換 社債型新株予約権付社債」といいます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式 への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行いま す。

- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券マザーファンド

(1)基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI国債※をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
 - ※ NOMURA-BPI国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。
- ② デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向および その見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 私募により発行された有価証券 (短期社債等を除く) および上場予定・登録予定株式 への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行いま す。
- ⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

(1)基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うこと を基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)※をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
 - ※ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
- ② 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。
- ③ 運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオン ツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。
- ④ 組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。
- ⑤ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ 私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。
- ⑩ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ① 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)※をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
 - ※ FTSE世界国債インデックス (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算 したものです。

- ② 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。
- ③ 各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ④ 債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 私募により発行された有価証券 (短期社債等を除く) および上場予定・登録予定株式 への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行いま す。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

- ニッセイ国内株式マザーファンド
- ニッセイ国内債券マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
 - このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ ス ワップ取引 および⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります)
 - ハ. 金銭債権(イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます)
 - ニ. 約束手形(イ. に掲げるものを除きます)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1.から4.までのマザーファンドならびに次の5.から26.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

- 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
- 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
- 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
- 5. 株券または新株引受権証書
- 6. 国債証券
- 7. 地方債証券
- 8. 特別の法律により法人の発行する債券
- 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
- 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
- 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
- 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
- 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
- 14. コマーシャル・ペーパー
- 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ) および新株予約権証券
- 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5. から15. までの証券または証書の性質を有するもの
- 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
- 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
- 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)

- 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります)
- 21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
- 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)
- 24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます)
- 25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26. 外国の者に対する権利で25. の有価証券の性質を有するもの

なお、5. の証券または証書、16. および21. の証券または証書のうち5. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6. から10. までの証券ならびに16. および21. の証券または証書のうち6. から10. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17. の証券および18. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

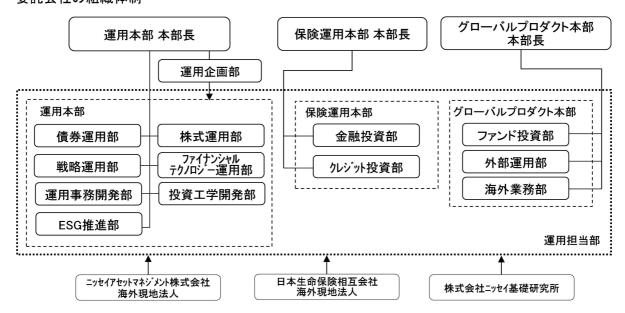
③ 金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ)により運用することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会 社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1.から4.までに掲げる金融商品によ り運用することができます。

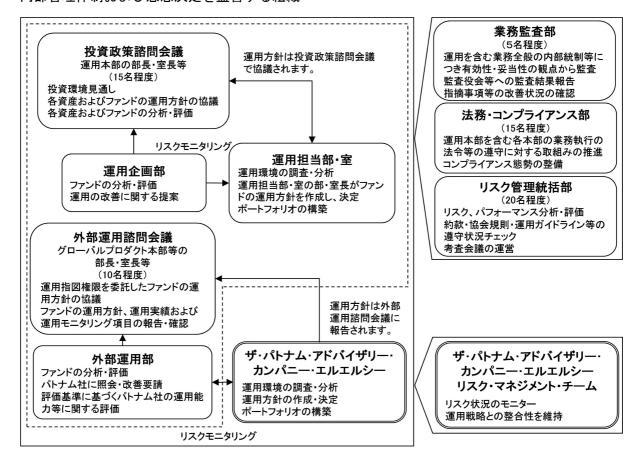
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社(再信託先も含む)に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○ 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

- 原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 1. 分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
 - 2. 分配対象額についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 - 3. 留保益の運用方針 特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 分配時期 毎決算日とし、決算日は12月20日(年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日)です。
- ③ 支払方法
 - <分配金受取コースの場合> 原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
 - <分配金再投資コースの場合> 自動的に再投資されます。
 - 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

① 株式への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の45%以内
標準型	信託財産の純資産総額の65%以内
株式重視型	制限を設けません

② 外貨建資産への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の35%以内
標準型	信託財産の純資産総額の45%以内
株式重視型	信託財産の純資産総額の55%以内

- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の10%以内とします。
- (7) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により 算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることと なった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を 行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

- ① 投資する株式等の範囲
 - 1.投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所[※]に上場されている 株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発 行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株 式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条 第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有 価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を 行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。
 - 2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。
- ② 信用取引の範囲
 - 1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
 - 2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ③ 先物取引等
 - 1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

- 3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ スワップ取引
 - 1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
 - 2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3. において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
 - 4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
 - 5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引
 - 1. 信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
 - 2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をも とに算出した価額で評価するものとします。
 - 4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲
 - 1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
 - 3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- ⑦ 公社債の空売り
 - 1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
 - 2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付 けの一部を決済するものとします。

⑧ 公社債の借入れ

- 1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
- 2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するものとします。
- 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 外国為替予約等

- 1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
- 2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
- 3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
- 4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

- 1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の 手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもっ て有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- ② 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2) 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとしま
- ③ 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド (マザーファンドを含みます) は、値動きのある有価証券等 (外貨建資産には為替変動リスクもあります) に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)は すべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

(1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらか じめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想 される場合、債券の価格が下落することがあります。

・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を 直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売 買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日 と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・ファミリーファンド方式に関する留意点
 - ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

(2) 投資リスク管理体制

考査会議 ・ファンドの分析・評価報告 ・投資制限等遵守状況に関する報告 ・売買執行状況に関する報告 ・売買執行状況に関する報告 ・ カンのリスク管理情報 ・ カンのリスク管理情報 ・ 関本のリスク管理情報 ・ 関本のリスク管理情報 ・ 単用担当部・室

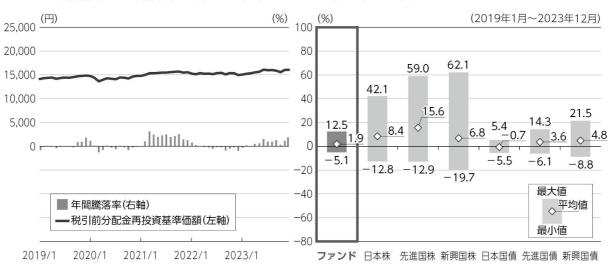
- 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限 等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡する とともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室 に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そし て取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢など を監督しています。 (参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

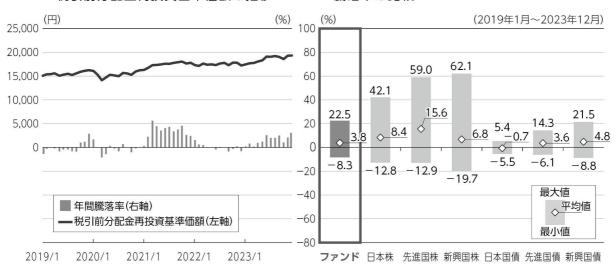
●DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移 ②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



●DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)

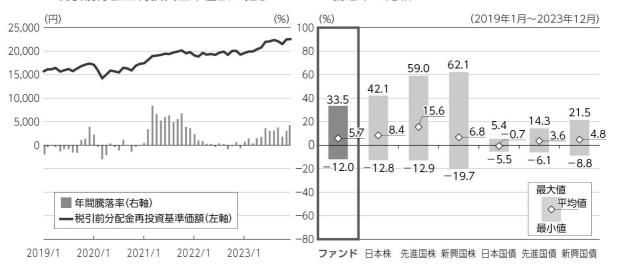
①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移 ②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



●DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの 年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株 · · · TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。
- ■前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
 - ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
 - ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
 - ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率(年率)をかけた額とし、その配分は次の通りです。

ファンド	信託報酬率		配分(税抜)	
)		委託会社	販売会社	受託会社
債券重視型	1.21% (税抜 1.1%)	0.6%	0.4%	0.1%
標 準 型	1.43% (税抜 1.3%)	0.7%	0.5%	0.1%
株式重視型	1.65% (税抜 1.5%)	0.8%	0.6%	0.1%

・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬(信託財産に属するニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.5%をかけた額およびニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.4%をかけた額)が含まれます。

② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額							
	純資産総額					監査	 全報酬率
50億円超 100億円以下の部分年 0.0055%(税抜0.005%)10億円超 50億円以下の部分年 0.0077%(税抜0.007%)	0億	門超	50億円以下	の部分の部分	左 左	F 0.0055% F 0.0077%	(税抜0.004%) (税抜0.005%) (税抜0.007%) (税抜0.010%)

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の 利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払 資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財 産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

○ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

くご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1)申込手数料」から「(4)その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として て委託会社が収受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者(受益者)へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義 務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

○ 税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		6, 128, 310, 586		
内 日本		6, 128, 310, 586	95. 23	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		306, 970, 727	4. 77	
純資産総額		6, 435, 281, 313	100.00	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		18, 195, 168, 064	95. 46
内 日本		18, 195, 168, 064	95. 46
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		866, 013, 763	4. 54
純資産総額		19, 061, 181, 827	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		12, 875, 409, 381	95.66
	内 日本	12, 875, 409, 381	95. 66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		583, 591, 748	4. 34
純資産総額		13, 459, 001, 129	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	17, 127, 721, 590	94. 51
内 日本	17, 127, 721, 590	94. 51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	994, 582, 132	5. 49
純資産総額	18, 122, 303, 722	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	851, 760, 000	4. 70
内 日本	851, 760, 000	4. 70

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		18, 529, 741, 067	91.99
内 日本		18, 529, 741, 067	91.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1, 613, 411, 283	8. 01
純資産総額		20, 143, 152, 350	100.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

	資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
株式		51, 898, 058, 636	94. 07	
	内 アメリカ	41, 879, 056, 636	75. 91	
	内 フランス	2, 362, 625, 446	4. 28	
	内 カナダ	1, 854, 247, 375	3. 36	
	内 イギリス	1, 353, 608, 959	2.45	
	内 デンマーク	1, 275, 218, 426	2. 31	
	内 ドイツ	850, 599, 899	1. 54	
	内 アイルランド	757, 814, 547	1. 37	
	内 香港	609, 108, 192	1.10	
	内 バミューダ	486, 576, 867	0.88	
	内 スイス	469, 202, 289	0.85	
投資証券		1, 351, 600, 612	2.45	
	内 アメリカ	1, 351, 600, 612	2. 45	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1, 917, 304, 117	3.48	
純資産総額		55, 166, 963, 365	100.00	

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2023年12月29日現在

	資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券		7, 798, 605, 458	77. 19
	内 アメリカ	3, 626, 966, 009	35. 90
	内 フランス	858, 868, 839	8. 50
	内 イタリア	723, 565, 233	7. 16
	内 イギリス	581, 741, 663	5. 76
	内 スペイン	488, 748, 370	4. 84
	内 ドイツ	398, 866, 653	3. 95
	内 ベルギー	208, 658, 925	2. 07
	内 オランダ	163, 053, 698	1.61
	内 オーストラリア	154, 306, 578	1. 53
	内 オーストリア	129, 215, 016	1. 28
	内 メキシコ	105, 107, 797	1. 04
	内 ポーランド	64, 029, 525	0.63
	内 アイルランド	61, 544, 500	0.61
	内マレーシア	52, 950, 870	0. 52
	内 デンマーク	46, 579, 725	0.46
	内 フィンランド	37, 158, 628	0.37
	内 ニュージーランド	28, 101, 927	0. 28
	内 カナダ	24, 039, 400	0. 24
	内 スウェーデン	23, 073, 778	0. 23
	内 ノルウェー	22, 028, 324	0. 22
地方債証券		173, 423, 894	1.72
	内 カナダ	173, 423, 894	1.72
特殊債券		958, 955, 347	9. 49
	内 アメリカ	771, 018, 067	7. 63
	内 オランダ	82, 049, 478	0.81
	内ルクセンブルグ	70, 491, 259	0.70
	内 国際機関	35, 396, 543	0.35
社債券		500, 923, 571	4. 96
	内 アメリカ	433, 780, 540	4. 29
	内 オーストラリア	67, 143, 031	0.66
コール・ローン、そ	この他の資産(負債控除後)	670, 756, 848	6. 64
純資産総額		10, 102, 665, 118	100.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券マザー ファンド	親投資 信託受	2, 551, 104, 955	1. 4081	1. 3972	_	55. 39
	日本	益証券		3, 592, 392, 857	3, 564, 403, 843		
	ニッセイ国内株式マザー	親投資	204 010 041	1. 8136	1. 8370	_	10.00
2	ファンド 日本	信託受 益証券	694, 213, 841	1, 259, 045, 361	1, 275, 270, 825	_	19. 82
3	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド	親投資 信託受	150, 638, 370	4. 3184	4. 2862	_	10.03
	日本	益証券	100, 000, 010	650, 526, 043	645, 666, 181	_	10.00
	ニッセイ/パトナム・海外	親投資		3, 4011	3, 3814	_	
4	債券マザーファンド	信託受	190, 148, 973	0.4011	0.0011		9. 99
	日本	益証券		646, 723, 837	642, 969, 737	_	

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		95. 23
	小計		95. 23
合 計(対純資産総額比)			95. 23

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券マザー ファンド	親投資 信託受	4, 856, 733, 836	1. 4081	1. 3972	_	35. 60
	日本	益証券		6, 839, 159, 768	6, 785, 828, 515	_	
2	ニッセイ国内株式マザー ファンド	親投資 信託受	3, 088, 248, 651	1. 8136	1. 8370	_	29. 76
2	日本	益証券	3, 000, 240, 031	5, 600, 924, 428	5, 673, 112, 771	_	23.10
3	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド	親投資 信託受	893, 450, 816	4. 3185	4. 2862	_	20. 09
	日本	益証券		3, 858, 369, 270	3, 829, 508, 887	_	
	ニッセイ/パトナム・海外	親投資	500 004 150	3. 4011	3. 3814	_	10.00
4	債券マザーファンド 日本	信託受 益証券	563, 884, 158	1, 917, 865, 166	1, 906, 717, 891	_	10.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		95. 46
	小計		95. 46
合 計(対純資産総額比)			95. 46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

2023年12月29日現在

順	銘柄名		株数、口数又は	簿価単価	評価単価	利率	投資
位	国/地域	種類	額面金額	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111.	国/ 地坝		領囲並領	(円)	(円)	償還日	(%)
	ニッセイ国内株式マザー	親投資		1. 8136	1, 8370	_	
1	ファンド	信託受	2, 959, 470, 886	1. 0130	1.8370	_	40. 39
	日本	益証券		5, 367, 392, 772	5, 436, 548, 017	_	
	ニッセイ/パトナム・海外	親投資	947, 480, 719	4. 3184	4. 2862	_	
2	株式マザーファンド	信託受		1.0101	4. 2002		30. 17
	日本	益証券		4, 091, 621, 972	4, 061, 091, 857	_	
	ニッセイ国内債券マザー	親投資		1. 4081	1. 3972	_	
3	ファンド	信託受	1, 452, 756, 222	1.4001	1. 5512		15. 08
	日本	益証券		2, 045, 717, 338	2, 029, 790, 993	_	
	ニッセイ/パトナム・海外	親投資	398, 645, 092	3. 4011	3. 3814	_	
4	債券マザーファンド	信託受		3.4011	3. 3614		10.02
	日本	益証券		1, 355, 843, 388	1, 347, 978, 514	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		95. 66
	小計		95. 66
合 計(対純資産総額比)			95. 66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	株式 輸送用機 器	267, 000	2, 644. 00 705, 948, 000	2, 590. 50 691, 663, 500	_ _	3. 82
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	48, 900	13, 155. 00 643, 279, 500	13, 410. 00 655, 749, 000	_ _	3. 62
3	日本電信電話日本電信電話日本	株式 情報・通 信業	3, 275, 700	169. 30 554, 576, 010	172. 30 564, 403, 110	_ _	3. 11
4	三菱UF J フィナンシャ ル・グループ 日本	株式銀行業	412, 500	1, 187. 50 489, 843, 750	1, 211. 50 499, 743, 750	- -	2. 76
			- 29 -				

5	日立製作所	日本	株式 電気機器	42, 000	9, 933. 00 417, 186, 000	10, 170. 00 427, 140, 000	_ _	2. 3
	花王	P./ -	株式		5, 852. 00	5, 800. 00		
6	16.4.	日本	化学	71, 300	417, 247, 600	413, 540, 000	_	2. 2
	三井住友フィナンシャ	ルグ	株式		6, 703. 00	6, 880. 00	_	
7	ループ	n +		57, 800				2. 19
	一本母級	日本	銀行業株式		387, 433, 400	397, 664, 000		
8	三菱電機	日本	電気機器	197, 000	2, 036. 50 401, 190, 500	1, 999. 00 393, 803, 000	_	2. 1
_	ミスミグループ本社		株式	150,000	2, 189. 22	2, 389. 50	_	0.1
9		日本	卸売業	159, 200	348, 525, 384	380, 408, 400	_	2. 1
0	三菱商事		株式	161, 700	2, 237. 66	2, 253. 50	_	2.0
. •		日本	卸売業	101, 100	361, 830, 700	364, 390, 950	_	2.0
1	名古屋鉄道		株式	158, 500	2, 194. 50	2, 263. 00	_	1. 9
	8.4	日本	陸運業		347, 828, 250	358, 685, 500		
2	マブチモーター	п+	株式	153, 000	2, 344. 50	2, 339. 00	_	1. 9
-	京セラ	日本	電気機器株式		358, 708, 500 2, 049. 00	357, 867, 000 2, 058. 00		
3	ホ ピノ	日本	電気機器	164, 400	2, 049. 00 336, 855, 600	338, 335, 200	_	1.8
	 日本航空	ロイ	株式		2, 765. 00	2, 775. 00		1
4	D 7 7/3/ u	日本	空運業	120, 200	332, 353, 000	333, 555, 000	_	1.8
	ニデック		株式		5, 627. 00	5, 695. 00	_	
5		日本	電気機器	58, 100	326, 928, 700	330, 879, 500	_	1.8
	エイチ・アイ・エス		株式		1, 896. 00	1, 821. 00	_	
6		日本	サービス 業	171, 100	324, 405, 600	311, 573, 100	_	1. 7
	東京都競馬		株式		4, 435. 00	4, 435. 00	_	
7		日本	サービス 業	68, 900	305, 571, 500	305, 571, 500	_	1.6
	太平洋セメント		株式		2, 699. 00	2, 906. 00	_	
8		日本	ガラス・土石製品	104, 600	282, 315, 400	303, 967, 600	_	1.6
	スズキ		株式		5, 773. 00	6, 033. 00	_	
9		日本	輸送用機器	46, 300	267, 289, 900	279, 327, 900	_	1.5
	セブン&アイ・ホール	ディ			5 400 00	5 505 00		
0	ングス		株式	49, 300	5, 490. 00	5, 595. 00	_	1. 5
		日本	小売業		270, 657, 000	275, 833, 500	_	
1	東レ		株式	375, 300	737. 60	733. 10	_	1.5
_		日本	繊維製品	ŕ	276, 821, 280	275, 132, 430		
2	IHI	пт	株式	98, 900	2, 617. 00	2, 761. 00	_	1. 5
4	经 入敬借40 陪	日本	機械		258, 821, 300	273, 062, 900		
:3	綜合警備保障	日本	サービス業	328, 500	800. 30 262, 898, 550	811. 20 266, 479, 200	_	1.4
-	丸井グループ		株式		2, 373. 00	2, 364. 50	_	1
24	7 H7 7 7	日本	小売業	111, 100	263, 640, 300	262, 695, 950	_	1. 4
1	デンソー	•	株式		2, 136. 00	2, 127. 00	_	
5		日本	輸送用機器	123, 500	263, 796, 000	262, 684, 500	_	1. 4
6	西日本旅客鉄道		株式	44, 400	5, 746. 00	5, 881. 00	_	1.4
				- 30 -				1

	日本	陸運業		255, 122, 400	261, 116, 400	_	
27	日本新薬	株式	51, 700	4, 951. 00	4, 996. 00	_	1. 43
21	日本	医薬品	31, 700	255, 966, 700	258, 293, 200	_	1.40
28	パナソニック ホールディ ングス	株式	184, 200	1, 390. 50	1, 396. 50	_	1. 42
	日本	電気機器		256, 130, 100	257, 235, 300	_	
29	マキタ	株式	65, 400	3, 939. 00	3, 890. 00	_	1. 40
29	日本	機械	65, 400	257, 610, 600	254, 406, 000	_	1.40
	サントリー食品インターナ	株式		4, 707. 00	4, 650. 00	_	
30	ショナル	A dot H	54, 400				1. 40
	日本	食料品		256, 060, 800	252, 960, 000	_	

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16. 67
		サービス業	8.96
		輸送用機器	8. 71
		化学	7. 35
		銀行業	6. 22
		情報・通信業	6. 02
		卸売業	5. 57
		陸運業	4. 69
		小売業	4. 52
		医薬品	4. 31
		機械	2. 91
		繊維製品	2. 40
		精密機器	2. 39
		空運業	1. 84
		ガラス・土石製品	1. 68
		保険業	1. 52
		食料品	1. 40
		建設業	1. 32
		電気・ガス業	1. 30
		その他金融業	1. 20
		金属製品	0.89
		非鉄金属	0.81
		鉄鋼	0.76
		証券、商品先物取引業	0.65
		水産・農林業	0.45
	小計		94. 51
合 計(対純資産総額比)			94. 51

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ国内債券マザーファンド

旭位		種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第146回 利付国債(5年) 日本	国債証券	1, 030, 700, 000	100. 16 1, 032, 441, 883	100. 15 1, 032, 307, 892	0. 1 2025/12/20	5. 12
2	第346回 利付国債(1 0年)	国債証 券	1, 000, 000, 000	100. 09	100. 12	0. 1	4. 97

第450回	利付国債(日本			1, 000, 970, 000	1, 001, 270, 000	2027/3/20	
年)	11111	. 2	国債証	985, 400, 000	100. 01	100.00	0.005	4. 89
***			分		985, 562, 095	985, 468, 978	2025/7/1	
	村付国債 (. 1	国債証	847, 500, 000	97. 95	97. 68	0. 1	4. 11
- 17		日本	券	, ,	830, 202, 525	827, 888, 850	2031/6/20	
	加 価連動国債		国債証	F12 000 000	112. 59	112. 70	0. 1	0.00
(10年)		日本	券	516, 000, 000	580, 975, 383	581, 538, 826	2029/3/10	2.89
第356回			国債証					
0年)		- +	券	541, 500, 000				2. 67
第351回								
0年)	1313			506, 900, 000	99. 73	99. 64	0. 1	2. 51
*** · ·			分		505, 541, 508	505, 105, 574	2028/6/20	
	利付国債(. 2	国債証	488, 300, 000	100. 03	100.03	0.005	2. 42
		日本	券		488, 485, 554	488, 446, 490	2025/4/1	
第452回	利付国債((2	国債証	404 500 000	100.00	99. 99	0.005	
牛)		日本	券	481, 700, 000		481, 656, 647	2025/9/1	2. 39
第372回			国債証					
0年)		п≠	券	468, 500, 000				2. 37
第147回								
0年)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. –		409, 100, 000	109. 89	109. 19	1.6	2. 22
#1000			<i>9</i> 1°		449, 588, 627	446, 704, 472	2033/12/20	
	利付国 債 (. 2	国債証	400, 500, 000	103. 18	101.85	1.5	2. 03
		日本	券	, ,	413, 241, 003	407, 945, 295	2043/9/20	2.00
	利付国債((1	国債証	405 700 000	98. 46	98. 23	0. 1	1 00
0年)		日本	券	405, 700, 000	399, 452, 220	398, 535, 338	2030/12/20	1. 98
第151回	利付国債((5	国債証		99, 78	99. 80	0, 005	
年)		日士	券	394, 400, 000				1. 95
第155回			団生社					
0年)			国債証 券	370, 900, 000				1.88
第80回 €					381, 733, 989	377, 961, 936	2035/12/20	
年)			国債証	361, 100, 000	106. 01	103. 29	1.8	1.85
****			分		382, 830, 256	373, 012, 689	2053/9/20	
	村付国債(. 1	国債証	340, 700, 000	98. 64	98. 49	0. 1	1. 67
S 17		日本	券	010, 100, 000	336, 080, 108	335, 555, 430	2030/9/20	1.01
	川付国債(3	0	国債証	001.00	97. 37	94. 14	1. 4	
牛)		日本	券	334, 200, 000				1. 56
第156回年)			国債証券	298, 500, 000	100. 29	100. 27	0.2	1. 49
	第363回 第24回字 第356回 第356回 第356回 第447回 第452回 第147回 第147回 第156回 第151回 第155回 第156回 第156回	# 第 3 6 3 回 利付国債 (1 0 年)	# 1	# 1	## 1 8 6 回 利付国債(1 の年)	## 1	## 日本	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

	日本			299, 389, 530	299, 320, 875	2027/12/20		
20	第438回 利付国債(2 年)	国債証	297, 100, 000	100.06	100.06	0. 005	1.48	
	日本	券		297, 302, 467	297, 302, 467	2024/7/1		
21	第362回 利付国債(1 0年)	国債証	231, 900, 000	98. 07	97. 96	0. 1	1. 13	
	日本	券		227, 438, 385	227, 185, 473	2031/3/20		
22	第176回 利付国債(2 0年)	国債証	256, 200, 000	89. 87	88. 31	0. 5	1. 12	
	日本	券		230, 246, 940	226, 265, 592	2041/3/20		
23	第118回 利付国債(2 0年)	国債証	200, 000, 000	111. 04	110.83	2	1. 10	
	日本	券		222, 088, 000	221, 678, 000	2030/6/20		
24	第70回 利付国債(30 年)	国債証	272, 000, 000	82. 29	79. 76	0.7	1. 08	
	日本	券		223, 853, 280	216, 960, 800	2051/3/20		
25	第185回 利付国債(2 0年)	国債証	212, 400, 000	96. 86	95. 26	1. 1	1. 00	
	日本	券		205, 737, 661	202, 344, 984	2043/6/20		
26	第162回 利付国債(2 0年)	国債証券	200, 000, 000	96. 38	95. 17	0.6	0.95	
	日本	分		192, 776, 000	190, 354, 000	2037/9/20		
27	第151回 利付国債(2 0年)	国債証券	174, 100, 000	105. 69	104. 82	1.2	0. 91	
	日本	<i></i>		184, 021, 959	182, 495, 102	2034/12/20		
28	第34回 利付国債(30 年)	国債証券	158, 100, 000	116. 36	114. 58	2. 2	0. 90	
	日本	夯		183, 973, 065	181, 162, 047	2041/3/20		
29	第44回 利付国債(30 年)	国債証	168, 500, 000	107. 06	104. 81	1. 7	0.88	
	日本	券		180, 397, 785	176, 614, 960	2044/9/20		
30	第440回 利付国債(2 年)	国債証券	175, 100, 000	100.06	100.06	0.005	0.87	
	日本	分		175, 205, 383	175, 205, 383	2024/9/1		

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	91.99
	小計		91. 99
合 計(対純資産総額比)			91. 99

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

巾位		種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	株式	45, 600	52, 939. 46	53, 225. 96	_	4. 40
	アメリカ	ソフト		2, 414, 039, 640	2, 427, 103, 885	_	
		ウェア・					
I	1		0.0			ļ	l I

		サービス					
	APPLE INC	株式		27, 932. 00	27, 455. 45	_	
		テクノロ		,	1		
		ジー・					
2	アメリカ	ハード	85, 600	2, 390, 979, 217	2, 350, 186, 639	_	4. 26
		ウェアお					
		よび機器					
	AMAZON. COM INC	株式		21, 812. 03	21, 753. 88		
	一般	一般消費		1, 854, 023, 034	1, 849, 080, 259	-	3. 35
		財・サー					
3	アメリカ	ビス流					
		通・小売					
		n 7 92					
	NVIDIA CORP	株式		70, 353. 35	70, 237. 05	_	
4	Wibin cold	半導体・	26, 000	10,000.00	10, 201. 00		3. 31
	アメリカ	半導体製		1, 829, 187, 183	1, 826, 163, 367	_	
	, , , , ,	造装置					
	INGERSOLL-RAND INC	株式		10, 825. 88	11, 031. 53	_	
5	アメリカ	資本財	135, 000	1, 461, 494, 326	1, 489, 257, 549	_	2.70
	WALMART INC	株式		22, 058. 81	22, 348. 15	_	
6	WALMAKI INC	生活必需	64, 400	22, 030. 01	22, 340. 13		2. 61
	アメリカ	品流通・		1, 420, 588, 001	1, 439, 221, 059	_	
		小売り					
	VISA INC-CLASS A SHARES	株式		36, 874. 38	36, 932. 53	_	
7	VION THE CLASS A SHARES	金融サー	38, 900	30, 674. 36	30, 932. 33		2.60
	アメリカ	立版リービス		1, 434, 413, 448	1, 436, 675, 494	_	2.00
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	株式		7, 916. 95	7, 982. 19	_	
	BOSTON SOLEMINIO COM	ヘルスケ		1,010.00	1,002.10		
8	アメリカ	ア機器・	166, 500	1, 318, 172, 274	1, 329, 035, 034	_	2. 41
	, , , , , ,	サービス					
	ADOBE INC	株式		85, 756. 09	84, 462. 60		
	TIDODE TITO	ソフト		00, 100.00	01, 102. 00		
9	アメリカ	ウェア・	15, 200	1, 303, 492, 586	1, 283, 831, 544	_	2. 33
	, , , , ,	サービス					
	CONSTELLATION SOFTWARE						
	INC	株式		338, 169. 54	352, 347. 74	_	
10	11.0	ソフト	3, 500				2. 24
10	カナダ	ウェア・	0,000	1, 183, 593, 402	1, 233, 217, 104	_	2.21
	,,,,	サービス		1, 100, 000, 102	1, 200, 211, 101		
	ELI LILLY & CO	株式		82, 234. 45	82, 381. 95	_	
11		医薬品・	14, 500	02, 2011 10	o = , ss1. ss		
		バイオテ		1, 192, 399, 558	1, 194, 538, 354	-	2. 17
	アメリカ	クノロ ジー・ラ					
		イフサイ					
		エンス					
	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式		74, 324. 59	74, 446. 56	_	
		ヘルスケ		. 1, 211 00	. 1, 110. 00		
12	アメリカ	ア機器・	16, 000	1, 189, 193, 491	1, 191, 145, 072	_	2. 16
	7778	サービス		1, 100, 100, 101	1, 101, 110, 012		
	CONSTELLATION ENERGY	株式		17, 134. 48	16, 609. 71	_	
13	アメリカ	公益事業	71, 400	1, 223, 402, 036	1, 185, 933, 386	_	2. 15
	ノブラス	ム血ず木		1, 220, 102, 000	1, 100, 200, 000		

1	SALESFORCE INC	株式	28, 700	37, 491. 34	37, 667. 21	_	1. 96
	アメリカ	ソフト ウェア・ サービス		1, 076, 001, 521	1, 081, 048, 967	_	
	OTIS WORLDWIDE CORP	株式		12, 739. 17	12, 717. 89		
.5	アメリカ	資本財	84, 000	1, 070, 090, 330	1, 068, 303, 272	_	1. 94
	LINDE PLC	株式		58, 446. 72	58, 117. 67	_	
.6	アメリカ	素材	17, 700	1, 034, 507, 027	1, 028, 682, 920	_	1.86
7	CITIGROUP INC	株式	100 000	7, 223. 40	7, 307. 08	_	1 77
.7	アメリカ	銀行	133, 300	962, 879, 473	974, 033, 977	_	1. 77
.8	BANK OF AMERICA CORP	株式	196, 000	4, 752. 72	4, 805. 20	_	1. 71
.0	アメリカ	銀行	190,000	931, 533, 766	941, 819, 278	_	1. 71
	ASML HOLDING NV	株式		105, 623. 63	107, 485. 86	_	
9		半導体·	8, 100				1. 58
	アメリカ	半導体製	0, 100	855, 551, 464	870, 635, 510	_	1.00
		造装置					
	APPLIED MATERIALS INC	株式		23, 023. 26	23, 135. 30	_	
20		半導体・	37, 500	000 5-5	007 5-1		1. 57
	アメリカ	半導体製		863, 372, 396	867, 574, 110	_	
-	DEGENERAL BUARA GRAZZON	造装置		100 005 15	105 051 51		
	REGENERON PHARMACEUTICALS	株式		120, 327. 15	125, 051. 51	_	
		医薬品・					
21		バイオテ	6, 855				1. 55
1	アメリカ	クノロ ジー・ラ	0, 000	824, 842, 638	857, 228, 107	_	1. 55
		イフサイ					
		エンス					
	AXA SA	株式		4, 608. 32	4, 624. 04	_	+
2	フランス	保険	180, 263	830, 711, 318	833, 543, 610	_	1. 51
+	MERCK & CO INC	株式		15, 103. 47	15, 426. 84	_	
		医薬品・					
		バイオテ					
23	アメリカ	バイオテクノロジー・ラ	53, 000	800, 484, 265	817, 623, 002	_	1.48
	, , , , ,	ジー・ラ		000, 101, 200	011, 020, 002		
		インザイ					
_		エンス					\perp
	THERMO FISHER SCIENTIFIC	株式		74, 906. 09	75, 586. 88	_	
	INC	屋本口					
		医薬品・バイオテ					
24		バイオテ クノロ ジー・ラ	10, 800				1. 48
	アメリカ	ジー・ラ		808, 985, 838	816, 338, 306	_	
		イフサイ					
		エンス					
\dashv	SANOFI	株式		13, 972. 68	14, 024. 53	_	+
		医薬品・		, 12110	,		
25	コニショ	バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ	57, 959	900 949 659	010 047 000		1. 47
	フランス	ジー・ラ		809, 842, 652	812, 847, 803		
		イフサイ					
		エンス					
_	JPMORGAN CHASE & CO	株式	33, 300	23, 891. 26	24, 153. 64		1.46

	アメリカ	銀行		795, 579, 074	804, 316, 511	_	
	NOVO-NORDISK A/S	株式		14, 382. 88	14, 718. 05	_	
		医薬品・バイオテ					
27	デンマーク	グノロジー・ラ	53, 972	776, 273, 015	794, 362, 918	_	1. 44
		エンス					
	ROPER TECHNOLOGIES INC	株式		76, 809. 45	77, 460. 45	_	
28	アメリカ	ソフト ウェア・ サービス	10, 100	775, 775, 493	782, 350, 590	_	1. 42
	HOME DEPOT INC	株式		49, 934. 08	49, 266. 06	_	
29	アメリカ	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	15, 600	778, 971, 774	768, 550, 673	-	1. 39
	GENERAL MOTORS CO	株式		5, 087. 44	5, 134. 24	_	
30	アメリカ	自動車・ 自動車部 品	148, 800	757, 011, 384	763, 975, 804		1. 38

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2023年12月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	14. 14
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサ	11 40
		イエンス	11. 49
		資本財	7. 24
		半導体・半導体製造装置	7.06
		金融サービス	6. 89
		素材	5. 06
		銀行	4. 93
		一般消費財・サービス流通・小売り	4. 74
		ヘルスケア機器・サービス	4. 57
		保険	4. 44
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4. 26
		生活必需品流通・小売り	3. 83
		公益事業	3. 23
		耐久消費財・アパレル	2. 45
		自動車・自動車部品	1. 38
		食品・飲料・タバコ	1. 37
		商業・専門サービス	1. 30
		家庭用品・パーソナル用品	1. 23
		消費者サービス	1. 17
		メディア・娯楽	1. 14
		運輸	1. 13
		電気通信サービス	1.01
	小計		94. 07
投資証券	外国		2. 45
	小計		2. 45
合 計(対純資産総額比)			96. 52

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式(外国)の業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&P及びMSCI Inc. に帰属します。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

2023年12月29日現在

順	銘柄名		株数、口数又は	簿価単価	評価単価	利率	投資
位	国/地域	種類	額面金額	簿価金額	評価金額	(%)	比率
11/.	四/ 地塊		領田並領	(円)	(円)	償還日	(%)
1	US TREASURY N/B	国債証	794, 248, 000	80.85	81. 71	2. 75	6. 42
1	アメリカ	券	794, 240, 000	642, 157, 450	649, 043, 580	2042/8/15	0.42
2	US TREASURY N/B	国債証	575, 829, 800	96. 40	96. 59	3. 125	5. 51
2	アメリカ	券	575, 829, 800	555, 121, 201	556, 211, 278	2028/11/15	5. 51
3	US TREASURY N/B	国債証	538, 954, 000	96. 52	96. 76	2. 625	5. 16
3	アメリカ	券	556, 954, 000	520, 214, 569	521, 540, 396	2026/1/31	5. 10
4	US TREASURY N/B	国債証	510, 588, 000	95. 30	95. 66	2. 625	4. 84
4	アメリカ	券	510, 588, 000	486, 631, 211	488, 464, 221	2027/5/31	4.04
5	US TREASURY N/B	国債証	482, 222, 000	92.86	93. 15	1. 375	4. 45
0	アメリカ	券	402, 222, 000	447, 825, 104	449, 238, 015	2026/8/31	4. 40
6	US TREASURY N/B	国債証	418, 398, 500	96. 81	97. 01	2	4. 02
O	アメリカ	券	410, 390, 300	405, 093, 427	405, 892, 568	2025/2/15	4.02
7	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証	257, 676, 800	113. 11	113. 41	6. 5	2. 89
,	イタリア	券	231, 010, 800	291, 481, 419	292, 244, 142	2027/11/1	2.09
8	US TREASURY N/B	国債証	340, 392, 000	83. 06	83. 56	1. 125	2. 82
O	アメリカ	券	340, 392, 000	282, 750, 018	284, 438, 363	2031/2/15	2.02
9	US TREASURY N/B	国債証	375, 849, 500	71. 76	72. 40	2. 375	2. 69
		•	1	ļ.			

	アメリカ	券		269, 728, 393	272, 137, 588	2049/11/15	
10	GNMA TBA	特殊債	283, 660, 000	94. 98	95. 61	4	2. 68
10	アメリカ	券	283, 000, 000	269, 428, 777	271, 210, 162	2054/1/1	2.00
11	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証	279, 673, 600	86. 41	87. 10	_	2. 41
11	ドイツ	券	219, 013, 000	241, 682, 738	243, 615, 282	2031/8/15	2.41
12	UNITED KINGDOM GILT	国債証	247, 531, 600	96. 41	96.96	2	2. 38
12	イギリス	券	241, 551, 660	238, 657, 592	240, 009, 114	2025/9/7	2. 00
13	UNITED KINGDOM GILT	国債証	254, 758, 800	87. 93	88. 71	3. 25	2. 24
10	イギリス	券	201, 100, 000	224, 024, 698	226, 006, 721	2044/1/22	2.21
14	FRANCE (GOVT OF)	国債証	241, 964, 800	85. 28	85. 96	_	2.06
11	フランス	券	211, 301, 000	206, 362, 099	207, 995, 361	2030/11/25	2.00
15	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証	216, 825, 600	87. 77	88. 19	1.65	1. 89
10	イタリア	券	210, 020, 000	190, 323, 446	191, 220, 664	2032/3/1	1.00
16	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証	149, 264, 000	111.63	112. 13	5. 15	1.66
10	スペイン	券	143, 204, 000	166, 635, 344	167, 371, 215	2028/10/31	1.00
17	FRANCE (GOVT OF)	国債証	163, 404, 800	96. 76	97. 03	0. 5	1. 57
11	フランス	券	103, 404, 000	158, 125, 190	158, 566, 383	2025/5/25	1.01
18	FRANCE (GOVT OF)	国債証	152, 406, 400	101. 57	102.07	2. 75	1. 54
10	フランス	券	102, 400, 400	154, 808, 324	155, 574, 929	2027/10/25	1. 54
19	FRANCE (GOVT OF)	国債証	116, 268, 800	122.72	123. 50	4. 5	1. 42
13	フランス	券	110, 200, 000	142, 690, 884	143, 594, 293	2041/4/25	1. 72
20	FNMA FM9958	特殊債	141, 266, 059	91.07	92.00	3. 5	1. 29
20	アメリカ	券	141, 200, 009	128, 659, 476	129, 970, 425	2051/11/1	1. 29
21	GNMA TBA	特殊債	141, 830, 000	89. 64	90.60	3	1. 27
21	アメリカ	券	141, 830, 000	127, 144, 921	128, 509, 326	2054/1/1	1.21
22	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証	119, 411, 200	104.05	104. 95	2. 5	1. 24
22	ドイツ	券	119, 411, 200	124, 249, 741	125, 331, 607	2044/7/4	1. 24
23	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証	111, 555, 200	109. 33	109. 47	4. 75	1. 21
23	イタリア	券	111, 555, 200	121, 964, 415	122, 126, 170	2044/9/1	1. 21
24	BELGIUM KINGDOM	国債証	92, 700, 800	117. 79	118. 45	4. 25	1. 09
24	ベルギー	券	92, 100, 800	109, 195, 053	109, 808, 732	2041/3/28	1.05
25	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証	110, 901, 280	94. 20	94. 77	7. 5	1.04
20	メキシコ	券	110, 901, 200	104, 478, 986	105, 107, 797	2027/6/3	1.04
26	GNMA BX9597	特殊債	115, 836, 964	83. 48	84. 57	2	0. 97
20	アメリカ	券	115, 650, 504	96, 712, 281	97, 970, 270	2051/1/1	0. 31
27	ONTARIO (PROVINCE OF)	地方債	85, 792, 000	113. 52	113.72	6. 5	0. 97
۷۱	カナダ	証券	03, 192, 000	97, 392, 794	97, 569, 525	2029/3/8	0. 31
28	BELGIUM KINGDOM	国債証	98, 985, 600	96. 54	96. 89	1	0. 95
20	ベルギー	券	<i>5</i> 0, <i>9</i> 00, 000	95, 564, 657	95, 917, 046	2026/6/22	U. 90
29	REPUBLIC OF AUSTRIA	国債証	98, 985, 600	94. 04	94. 51	0. 5	0. 93
<i>∆</i> ∂	オーストリア	券	<i>5</i> 0, <i>9</i> 00, 000	93, 094, 966	93, 553, 270	2027/4/20	<u></u>
30	FRANCE (GOVT OF)	国債証	95, 843, 200	91. 01	91.62	0.5	0.87
50	フランス	券	99, 049, 200	87, 230, 730	87, 817, 290	2029/5/25	0.01

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	国債証券	77. 19
		特殊債券	9. 49
		社債券	4. 96
		地方債証券	1. 72
	小計		93. 36
合 計(対純資産総額比)			93. 36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型) 該当事項はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型) 該当事項はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型) 該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド 該当事項はありません。

ニッセイ国内債券マザーファンド 該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド 該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型) 該当事項はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型) 該当事項はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型) 該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2023年12月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物 0 603月	買建	36	844, 380, 000	851, 760, 000	4. 70

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券マザーファンド 該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド 該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

直近日(2023年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第14計算期間末 (2014年12月22日)	4, 963, 714, 265	4, 963, 714, 265	1. 3247	1. 3247
第15計算期間末 (2015年12月21日)	5, 587, 253, 032	5, 587, 253, 032	1. 3561	1. 3561
第16計算期間末 (2016年12月20日)	6, 025, 341, 775	6, 025, 341, 775	1. 3814	1. 3814
第17計算期間末 (2017年12月20日)	6, 446, 154, 578	6, 446, 154, 578	1. 4608	1. 4608
第18計算期間末 (2018年12月20日)	6, 088, 532, 109	6, 088, 532, 109	1. 3904	1. 3904
第19計算期間末 (2019年12月20日)	6, 254, 063, 379	6, 254, 063, 379	1. 4819	1. 4819
第20計算期間末 (2020年12月21日)	6, 108, 409, 128	6, 108, 409, 128	1. 4779	1. 4779
第21計算期間末 (2021年12月20日)	6, 285, 882, 385	6, 285, 882, 385	1. 5436	1. 5436
第22計算期間末 (2022年12月20日)	6, 062, 968, 052	6, 062, 968, 052	1. 5047	1. 5047
第23計算期間末 (2023年12月20日)	6, 459, 302, 129	6, 459, 302, 129	1. 6137	1. 6137
2022年12月末日	6, 046, 209, 775	_	1. 4965	_
2023年1月末日	6, 082, 141, 138	_	1. 5079	_
2月末日	6, 139, 527, 697	_	1. 5242	ĺ
3月末日	6, 197, 313, 231	_	1. 5364	_
4月末日	6, 250, 992, 375	_	1. 5532	
5月末日	6, 294, 858, 919	_	1. 5662	_
6月末日	6, 468, 869, 987	_	1. 6099	_
7月末日	6, 398, 881, 630	_	1. 5984	_
8月末日	6, 436, 083, 400	_	1. 6028	_
9月末日	6, 369, 639, 718	_	1. 5893	_
10月末日	6, 254, 043, 237	_	1. 5581	_
11月末日	6, 452, 560, 631	_	1. 6049	_
12月末日	6, 435, 281, 313	_	1.6081	_

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型) 直近日 (2023年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
第14計算期間末 (2014年12月22日)	13, 227, 927, 812	13, 227, 927, 812	1. 3846	1. 3846
第15計算期間末 (2015年12月21日)	14, 480, 919, 031	14, 480, 919, 031	1. 4245	1. 4245
第16計算期間末 (2016年12月20日)	15, 435, 532, 394	15, 435, 532, 394	1. 4483	1. 4483
第17計算期間末 (2017年12月20日)	16, 766, 129, 556	16, 766, 129, 556	1. 5881	1. 5881
第18計算期間末 (2018年12月20日)	15, 555, 555, 957	15, 555, 555, 957	1. 4695	1. 4695
第19計算期間末 (2019年12月20日)	16, 540, 261, 328	16, 540, 261, 328	1. 6210	1. 6210
第20計算期間末 (2020年12月21日)	16, 252, 582, 203	16, 252, 582, 203	1. 6194	1. 6194
第21計算期間末 (2021年12月20日)	17, 182, 372, 140	17, 182, 372, 140	1. 7528	1. 7528
第22計算期間末 (2022年12月20日)	17, 139, 897, 528	17, 139, 897, 528	1. 7300	1. 7300
第23計算期間末 (2023年12月20日)	19, 072, 623, 775	19, 072, 623, 775	1. 9356	1. 9356
2022年12月末日	17, 099, 612, 021	_	1. 7226	_
2023年1月末日	17, 318, 622, 464	_	1. 7461	_
2月末日	17, 512, 392, 381	_	1. 7681	_
3月末日	17, 673, 335, 194	_	1. 7761	_
4月末日	17, 945, 274, 189	_	1. 8051	_
5月末日	18, 176, 819, 854	_	1.8310	_
6月末日	18, 912, 177, 507	_	1. 9090	_
7月末日	18, 857, 646, 459	_	1. 9060	_
8月末日	19, 047, 239, 415	_	1. 9217	_
9月末日	18, 821, 298, 686	_	1. 9019	_
10月末日	18, 352, 351, 285		1.8578	_
11月末日	19, 062, 530, 688	_	1. 9284	_
12月末日	19, 061, 181, 827		1. 9328	_

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

直近日(2023年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

直近日(2023年12月末)、同日	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第14計算期間末 (2014年12月22日)	7, 516, 524, 514	7, 516, 524, 514	1. 4233	1. 4233
第15計算期間末 (2015年12月21日)	8, 148, 309, 314	8, 148, 309, 314	1. 4707	1. 4707
第16計算期間末 (2016年12月20日)	8, 720, 727, 104	8, 720, 727, 104	1. 4894	1. 4894
第17計算期間末 (2017年12月20日)	9, 677, 246, 721	9, 677, 246, 721	1. 6933	1. 6933
第18計算期間末 (2018年12月20日)	8, 830, 207, 726	8, 830, 207, 726	1. 5200	1. 5200
第19計算期間末 (2019年12月20日)	9, 918, 232, 676	9, 918, 232, 676	1. 7330	1. 7330
第20計算期間末 (2020年12月21日)	9, 736, 764, 614	9, 736, 764, 614	1. 7245	1. 7245
第21計算期間末 (2021年12月20日)	10, 988, 668, 543	10, 988, 668, 543	1. 9350	1. 9350
第22計算期間末 (2022年12月20日)	11, 341, 061, 518	11, 341, 061, 518	1. 9319	1. 9319
第23計算期間末 (2023年12月20日)	13, 426, 525, 241	13, 426, 525, 241	2. 2544	2. 2544
2022年12月末日	11, 372, 360, 139	_	1. 9260	_
2023年1月末日	11, 601, 329, 168	_	1. 9636	_
2月末日	11, 766, 097, 783	_	1. 9919	_
3月末日	11, 851, 720, 585	_	1. 9942	_
4月末日	12, 104, 462, 209	_	2. 0374	
5月末日	12, 327, 757, 359	_	2. 0788	
6月末日	13, 016, 514, 725	=	2. 1983	_
7月末日	13, 033, 741, 942	-	2. 2073	_
8月末日	13, 277, 153, 481	_	2. 2378	_
9月末日	13, 066, 135, 525	_	2. 2105	_
10月末日	12, 794, 020, 598	_	2. 1512	_
11月末日	13, 419, 877, 208	_	2. 2503	_
12月末日	13, 459, 001, 129	_	2. 2559	_

②【分配の推移】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

	1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

	1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

	1口当たりの分配金(円)
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

	収益率(%)
第14計算期間	8.0
第15計算期間	2.4
第16計算期間	1.9
第17計算期間	5. 7
第18計算期間	△4.8
第19計算期間	6. 6
第20計算期間	△0.3
第21計算期間	4. 4
第22計算期間	△2.5
第23計算期間	7.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価 額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています(第1計算期間については、前期末基準価額の代わり に、設定時の基準価額を用います。)。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

	収益率(%)
第14計算期間	10. 5
第15計算期間	2. 9
第16計算期間	1.7
第17計算期間	9.7
第18計算期間	△7.5
第19計算期間	10. 3
第20計算期間	△0.1
第21計算期間	8.2
第22計算期間	△1.3
第23計算期間	11. 9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価 額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています(第1計算期間については、前期末基準価額の代わり に、設定時の基準価額を用います。)。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

	収益率(%)
第14計算期間	13.0
第15計算期間	3. 3
第16計算期間	1.3
第17計算期間	13.7
第18計算期間	△10. 2
第19計算期間	14. 0
第20計算期間	△0.5
第21計算期間	12. 2
第22計算期間	△0. 2
第23計算期間	16. 7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価 額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています(第1計算期間については、前期末基準価額の代わり に、設定時の基準価額を用います。)。

(4) 【設定及び解約の実績】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

	設定口数	解約口数	発行済数量
第14計算期間	817, 633, 672	444, 555, 634	3, 747, 178, 535
第15計算期間	897, 423, 787	524, 641, 170	4, 119, 961, 152
第16計算期間	691, 752, 841	449, 856, 701	4, 361, 857, 292
第17計算期間	647, 574, 577	596, 689, 587	4, 412, 742, 282
第18計算期間	548, 977, 000	582, 749, 497	4, 378, 969, 785
第19計算期間	533, 951, 919	692, 682, 528	4, 220, 239, 176
第20計算期間	545, 651, 743	632, 605, 406	4, 133, 285, 513
第21計算期間	501, 063, 269	562, 141, 866	4, 072, 206, 916
第22計算期間	425, 432, 365	468, 412, 424	4, 029, 226, 857
第23計算期間	396, 230, 578	422, 629, 471	4, 002, 827, 964

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

	設定口数	解約口数	発行済数量
第14計算期間	1, 710, 868, 114	1, 041, 735, 921	9, 553, 451, 235
第15計算期間	1, 678, 265, 108	1, 066, 148, 574	10, 165, 567, 769
第16計算期間	1, 374, 224, 323	881, 935, 845	10, 657, 856, 247
第17計算期間	1, 018, 677, 514	1, 119, 478, 585	10, 557, 055, 176
第18計算期間	983, 660, 917	955, 074, 931	10, 585, 641, 162
第19計算期間	899, 647, 401	1, 281, 610, 342	10, 203, 678, 221
第20計算期間	938, 700, 502	1, 106, 185, 062	10, 036, 193, 661
第21計算期間	927, 600, 726	1, 160, 924, 856	9, 802, 869, 531
第22計算期間	906, 262, 073	801, 694, 109	9, 907, 437, 495
第23計算期間	859, 809, 249	913, 609, 739	9, 853, 637, 005

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

	設定口数	解約口数	発行済数量
第14計算期間	1, 132, 699, 688	841, 393, 296	5, 280, 949, 468
第15計算期間	1, 079, 021, 340	819, 371, 204	5, 540, 599, 604
第16計算期間	851, 282, 022	536, 564, 151	5, 855, 317, 475
第17計算期間	752, 490, 211	892, 922, 645	5, 714, 885, 041
第18計算期間	738, 580, 557	644, 120, 372	5, 809, 345, 226
第19計算期間	716, 153, 007	802, 341, 904	5, 723, 156, 329
第20計算期間	802, 382, 669	879, 473, 642	5, 646, 065, 356
第21計算期間	816, 412, 625	783, 694, 124	5, 678, 783, 857
第22計算期間	768, 434, 684	576, 866, 446	5, 870, 352, 095
第23計算期間	780, 917, 555	695, 497, 247	5, 955, 772, 403

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

3.運用実績

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

■基準価額・純資産の推移

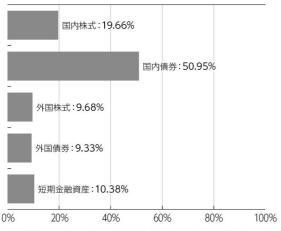


- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額 16,081円 純資産総額 64億円 ◆分配の推移 1万□当り(税引前) 2019年12月 0円 2020年12月 0円

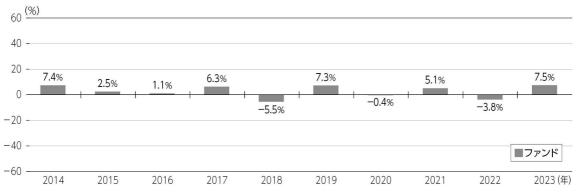
●分配の推移 1万	口当り(税引前)
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)

●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬) 控除後のもので	

[・]税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

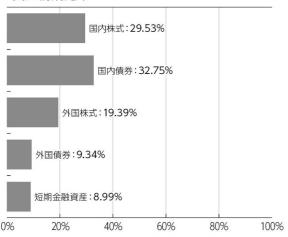
基準価額 19.328円 純資産総額 190億円

●分配の推移 1万	口当り(税引前)
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円

0円

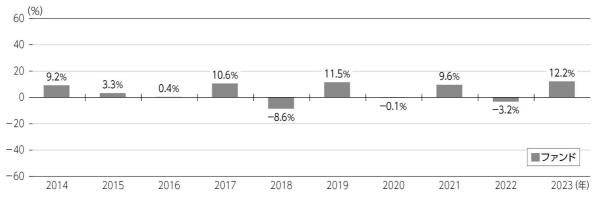
設定来累計

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

22,559円

134億円

0Щ

0円

0円

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

●基準価額・純資産の推移



2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

基準価額

純資産総額

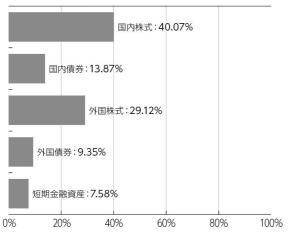
2019年12月

直近1年間累計

設定来累計

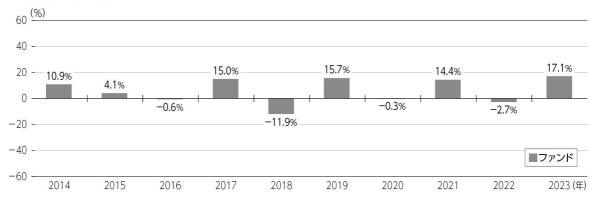
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●マザーファンドの状況

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	比率
1	トヨタ自動車	4.0%
2	ソニーグループ	3.8%
3	日本電信電話	3.3%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.9%
5	日立製作所	2.5%

[・]比率は対組入株式評価額比です。

組入上位業種

	業 種	比率
1	電気機器	17.6%
2	サービス業	9.5%
3	輸送用機器	9.2%
4	化学	7.8%
5	銀行業	6.6%

[・]比率は対組入株式評価額比です。

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	償還日	クーポン	比率
1	第146回 利付国債(5年)	2025/12/20	0.100%	5.6%
2	第346回 利付国債(10年)	2027/03/20	0.100%	5.4%
3	第450回 利付国債(2年)	2025/07/01	0.005%	5.3%
4	第363回 利付国債(10年)	2031/06/20	0.100%	4.5%
5	第24回 物価連動国債(10年)	2029/03/10	0.100%	3.1%

[・]比率は対組入債券評価額比です。

組入債券種別

種 別	比率
日本国債	100.0%
その他	_

[・]比率は対組入債券評価額比です。

3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	国·地域	業種	比率
1	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	4.6%
2	アップル	アメリカ	情報技術	4.4%
3	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	3.5%
4	エヌビディア	アメリカ	情報技術	3.4%
5	インガソール・ランド	アメリカ	資本財・サービス	2.8%

- ・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
- ・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

組入上位国·地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	81.0%
2	フランス	4.5%
3	カナダ	3.5%
4	イギリス	2.5%
5	デンマーク	2.4%

- ・国・地域はパトナム社の分類によるものです。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	国·地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	6.4%
2	アメリカ国債	アメリカ	2028/11/15	3.125%	5.5%
3	アメリカ国債	アメリカ	2026/01/31	2.625%	5.2%
4	アメリカ国債	アメリカ	2027/05/31	2.625%	4.8%
5	アメリカ国債	アメリカ	2026/08/31	1.375%	4.4%

[・]比率は対純資産総額比です。

組入上位国·地域

	国•地域	比率		
1	アメリカ	47.8%		
2	フランス	8.5%		
3	イタリア	7.2%		
4	イギリス	5.8%		
5	スペイン	4.8%		

[・]比率は対純資産総額比です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。 原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込 みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく(累積)投資契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます)を締結します。

③ 申込単位

1円以上1円単位とします。

④ 申込価額(発行価額)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料ありません。

- ⑦ その他
 - 1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
 - 2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

2【換金(解約)手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。 原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金単位

1口単位とします。

③ 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- 換金手数料はありません。
- ④ 信託財産留保額

ありません。

⑤ 支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑥ その他

- 1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を 撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換 金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものと して前記③の規定に準じて算出した価額とします。
- 3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額(「純資産総額」といいます)を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

/ / T 1 49 0 C 0 F /	2 / · 1 2 至 8 次英英至 2 前 圖 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2 图 2		
主な投資資産	評価方法の概要		
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。		
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。		
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還ま での残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価 します。		
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。		
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。		
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。		
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。		

- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます)の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 十日祝日・年末年始を除く)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

- ① 繰上償還
 - 1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. やむを得ない事情が発生したとき
 - 2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
 - 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1 を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 - 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
 - 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 - 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
 - 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 - 10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

② 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヵ月以上設けるものとします。
- 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1 を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公 告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する 約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3.」または「② 約款の変更 3.」の 一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する 受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託 会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

4 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ (https://www.nam.co.jp/) に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。
- ⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託 にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、 契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限 り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、 投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するもの とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振 替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2022年12月21日から2023年12月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間 (2022年12月21日から2023年12月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2022年12月21日から2023年12月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

資産の部		
\$ 11.30 · 1.		
流動資産		
金銭信託	3, 591, 771	7, 868, 202
コール・ローン	346, 367, 386	337, 752, 862
親投資信託受益証券	5, 749, 902, 582	6, 152, 156, 774
未収入金	1, 893, 886	6, 134, 699
流動資産合計	6, 101, 755, 625	6, 503, 912, 537
資産合計	6, 101, 755, 625	6, 503, 912, 537
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1, 172, 153	5, 603, 874
未払受託者報酬	3, 397, 545	3, 523, 464
未払委託者報酬	33, 975, 853	35, 234, 992
その他未払費用	242, 022	248, 078
流動負債合計	38, 787, 573	44, 610, 408
負債合計	38, 787, 573	44, 610, 408
純資産の部		
元本等		
元本	4, 029, 226, 857	4, 002, 827, 964
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 033, 741, 195	2, 456, 474, 165
(分配準備積立金)	839, 791, 059	1, 032, 524, 295
元本等合計	6, 062, 968, 052	6, 459, 302, 129
純資産合計	6, 062, 968, 052	6, 459, 302, 129
負債純資産合計	6, 101, 755, 625	6, 503, 912, 537

(単位:円)

		(七四・11)
	第22期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日	第23期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
営業収益		
受取利息	6, 146	8, 853
有価証券売買等損益	$\triangle 81,548,320$	514, 533, 214
営業収益合計	△81, 542, 174	514, 542, 067
営業費用		
支払利息	177, 295	157, 404
受託者報酬	6, 777, 259	6, 905, 878
委託者報酬	67, 773, 359	69, 059, 572
その他費用	490, 722	494, 692
営業費用合計	75, 218, 635	76, 617, 546
営業利益又は営業損失 (△)	△156, 760, 809	437, 924, 521
経常利益又は経常損失 (△)	△156, 760, 809	437, 924, 521
当期純利益又は当期純損失(△)	△156, 760, 809	437, 924, 521
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△6, 440, 013	26, 000, 125
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2, 213, 675, 469	2, 033, 741, 195
剰余金増加額又は欠損金減少額	224, 687, 508	225, 044, 837
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	224, 687, 508	225, 044, 837
剰余金減少額又は欠損金増加額	254, 300, 986	214, 236, 263
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	254, 300, 986	214, 236, 263
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 033, 741, 195	2, 456, 474, 165
	=, 000, 111, 100	=, 100, 111, 100

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第23期	
項目		自 2022年12月21日	
		至 2023年12月20日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価語		
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目		第22期	第23期
		2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1.	期首元本額	4, 072, 206, 916円	4, 029, 226, 857円
	期中追加設定元本額	425, 432, 365円	396, 230, 578円
	期中一部解約元本額	468, 412, 424円	422, 629, 471円
2.	受益権の総数	4, 029, 226, 857 □	4, 002, 827, 964 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第22期	第23期
項目 自 2021年12月21日		自 2022年12月21日
	至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(0円)、費用控除後、繰越	当等収益(0円)、費用控除後、繰越
	欠損金補填後の有価証券売買等損益	欠損金補填後の有価証券売買等損益
	(0円) 、収益調整金	(276, 638, 711円) 、収益調整金
	(1,675,993,467円)及び分配準備積	(1, 743, 408, 576円)及び分配準備積
	立金(839,791,059円)より分配対象	立金(755,885,584円)より分配対象
	収益は2,515,784,526円(1万口当た	収益は2,775,932,871円(1万口当た
	り6,243.84円)のため、基準価額の	り6,934.93円)のため、基準価額の
	水準、市場動向等を勘案して分配は	水準、市場動向等を勘案して分配は
	見送り (0円) としております。	見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権	投資信託財産の運用の指図に係る権
	限の一部を委託するために要する費	限の一部を委託するために要する費
	用	用
	5, 533, 787円	5, 664, 805円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年12月21日	自 2022年12月21日
	至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に定 める証券投資信託であり、信託約 款に規定する「運用の基本方針」 に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ロー ン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。親投資信託受益証券の価 格変動リスク、為替変動リスク、 金利変動リスク等の市場リスク、 信用リスク及び流動性リスク等の リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律 及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び 管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認 を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目		第22期	第23期
	模 目	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第22期	第23期	
	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在	
種類	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
親投資信託受益証券	△90, 876, 554	437, 313, 574	
合計	△90, 876, 554	437, 313, 574	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期	第23期	
	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在	
1口当たり純資産額	1.5047円	1.6137円	
(1万口当たり純資産額)	(15, 047円)	(16, 137円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債 券マザーファンド	190, 253, 324	647, 089, 605	
	ニッセイ/パトナム・海外株 式マザーファンド	150, 722, 568	650, 910, 482	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	2, 552, 474, 576	3, 594, 394, 697	
	ニッセイ国内株式マザーファ ンド	694, 619, 536	1, 259, 761, 990	
親投資信託受益証券	合計	3, 588, 070, 004	6, 152, 156, 774	
合計			6, 152, 156, 774	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標 準 型)】 (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四:11)
	第22期 2022年12月20日現在	第23期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10, 338, 234	22, 731, 688
コール・ローン	996, 953, 141	975, 787, 456
親投資信託受益証券	16, 256, 007, 917	18, 207, 105, 047
未収入金	15, 151, 806	9, 643, 851
流動資産合計	17, 278, 451, 098	19, 215, 268, 042
資産合計	17, 278, 451, 098	19, 215, 268, 042
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13, 196, 853	7, 181, 060
未払受託者報酬	9, 603, 371	10, 378, 451
未払委託者報酬	115, 240, 893	124, 542, 005
その他未払費用	512, 453	542, 751
流動負債合計	138, 553, 570	142, 644, 267
負債合計	138, 553, 570	142, 644, 267
純資産の部		
元本等		
元本	9, 907, 437, 495	9, 853, 637, 005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7, 232, 460, 033	9, 218, 986, 770
(分配準備積立金)	3, 911, 457, 059	5, 291, 482, 500
元本等合計	17, 139, 897, 528	19, 072, 623, 775
純資産合計	17, 139, 897, 528	19, 072, 623, 775
負債純資産合計	17, 278, 451, 098	19, 215, 268, 042

(単位:円)

		(中位・11)
	第22期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日	第23期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
営業収益		
受取利息	17, 340	25, 231
有価証券売買等損益	19, 295, 580	2, 298, 958, 944
営業収益合計	19, 312, 920	2, 298, 984, 175
営業費用		
支払利息	503, 745	450, 253
受託者報酬	18, 953, 352	20, 054, 613
委託者報酬	227, 441, 182	240, 656, 354
その他費用	1, 036, 501	1, 073, 765
営業費用合計	247, 934, 780	262, 234, 985
営業利益又は営業損失(△)	△228, 621, 860	2, 036, 749, 190
経常利益又は経常損失 (△)	△228, 621, 860	2, 036, 749, 190
当期純利益又は当期純損失 (△)	△228, 621, 860	2, 036, 749, 190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3, 780, 331	106, 938, 722
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7, 379, 502, 609	7, 232, 460, 033
剰余金増加額又は欠損金減少額	681, 053, 931	726, 882, 552
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	681, 053, 931	726, 882, 552
剰余金減少額又は欠損金増加額	603, 254, 978	670, 166, 283
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	603, 254, 978	670, 166, 283
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7, 232, 460, 033	9, 218, 986, 770

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第23期	
	項目	自 2022年12月21日	
		至 2023年12月20日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目		第22期	第23期	
		2022年12月20日現在	2023年12月20日現在	
1.	期首元本額	9, 802, 869, 531円	9, 907, 437, 495円	
	期中追加設定元本額	906, 262, 073円	859, 809, 249円	
	期中一部解約元本額	801, 694, 109円	913, 609, 739円	
2.	受益権の総数	9, 907, 437, 495 □	9, 853, 637, 005 □	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第22期	第23期
項目		自 2021年12月21日	自 2022年12月21日
		至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1.	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
		当等収益(0円)、費用控除後、繰越	当等収益(0円)、費用控除後、繰越
		欠損金補填後の有価証券売買等損益	欠損金補填後の有価証券売買等損益
		(0円) 、収益調整金	(1,724,846,348円) 、収益調整金
		(5, 371, 861, 345円)及び分配準備積	(5,666,253,008円)及び分配準備積
		立金(3,911,457,059円)より分配対	立金(3,566,636,152円)より分配対
		象収益は9,283,318,404円(1万口当	象収益は10,957,735,508円(1万口当
		たり9,370.05円)のため、基準価額	たり11,120.50円)のため、基準価額
		の水準、市場動向等を勘案して分配	の水準、市場動向等を勘案して分配
		は見送り(0円)としております。	は見送り(0円)としております。
2.	委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権	投資信託財産の運用の指図に係る権
		限の一部を委託するために要する費	限の一部を委託するために要する費
		用	用
		24, 046, 842円	25, 584, 428円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年12月21日	自 2022年12月21日
	至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に定 める証券投資信託であり、信託約 款に規定する「運用の基本方針」 に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ロー ン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。親投資信託受益証券の価 格変動リスク、為替変動リスク、 金利変動リスク等の市場リスク、 信用リスク及び流動性リスク等の リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律 及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び 管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認 を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目		第22期	第23期
	以 日	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第22期	第23期
	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
種類	当期の	当期の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額(円)
親投資信託受益証券	△26, 511, 097	2, 000, 316, 201
合計	△26, 511, 097	2, 000, 316, 201

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期	第23期
	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額	1.7300円	1. 9356円
(1万口当たり純資産額)	(17, 300円)	(19, 356円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債 券マザーファンド	563, 593, 161	1, 916, 893, 059	
	ニッセイ/パトナム・海外株 式マザーファンド	892, 994, 757	3, 856, 487, 157	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	4, 854, 246, 773	6, 835, 750, 305	
	ニッセイ国内株式マザーファ ンド	3, 086, 664, 384	5, 597, 974, 526	
親投資信託受益証券	合計	9, 397, 499, 075	18, 207, 105, 047	
合計			18, 207, 105, 047	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマック 東京 事務 所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四:11)
	第22期 2022年12月20日現在	第23期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6, 955, 480	15, 688, 638
コール・ローン	670, 741, 956	673, 455, 333
親投資信託受益証券	10, 756, 598, 024	12, 843, 824, 516
未収入金	5, 195, 038	5, 012, 444
流動資産合計	11, 439, 490, 498	13, 537, 980, 931
資産合計	11, 439, 490, 498	13, 537, 980, 931
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3, 358, 979	2, 865, 345
未払受託者報酬	6, 312, 600	7, 211, 579
未払委託者報酬	88, 377, 094	100, 962, 962
その他未払費用	380, 307	415, 804
流動負債合計	98, 428, 980	111, 455, 690
負債合計	98, 428, 980	111, 455, 690
純資産の部		
元本等		
元本	5, 870, 352, 095	5, 955, 772, 403
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5, 470, 709, 423	7, 470, 752, 838
(分配準備積立金)	2, 593, 178, 501	4, 065, 073, 315
元本等合計	11, 341, 061, 518	13, 426, 525, 241
純資産合計	11, 341, 061, 518	13, 426, 525, 241
負債純資産合計	11, 439, 490, 498	13, 537, 980, 931
	Territoria de la constanta de	

(単位:円)

	第22期 自 2021年12月21日 至 2022年12月20日	第23期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
営業収益		
受取利息	11, 391	16, 947
有価証券売買等損益	162, 544, 612	2, 119, 142, 062
営業収益合計	162, 556, 003	2, 119, 159, 009
営業費用		
支払利息	332, 802	302, 800
受託者報酬	12, 325, 728	13, 713, 178
委託者報酬	172, 561, 362	191, 986, 016
その他費用	762, 677	813, 982
営業費用合計	185, 982, 569	206, 815, 976
営業利益又は営業損失(△)	△23, 426, 566	1, 912, 343, 033
経常利益又は経常損失 (△)	$\triangle 23, 426, 566$	1, 912, 343, 033
当期純利益又は当期純損失(△)	$\triangle 23, 426, 566$	1, 912, 343, 033
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	4, 564, 919	127, 970, 202
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5, 309, 884, 686	5, 470, 709, 423
剰余金増加額又は欠損金減少額	728, 139, 908	869, 003, 415
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	728, 139, 908	869, 003, 415
剰余金減少額又は欠損金増加額	539, 323, 686	653, 332, 831
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	539, 323, 686	653, 332, 831
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5, 470, 709, 423	7, 470, 752, 838

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第23期	
	項目	自 2022年12月21日	
		至 2023年12月20日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目		第22期	第23期
	(4日)	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1.	期首元本額	5, 678, 783, 857円	5, 870, 352, 095円
	期中追加設定元本額	768, 434, 684円	780, 917, 555円
	期中一部解約元本額	576, 866, 446円	695, 497, 247円
2.	受益権の総数	5, 870, 352, 095 □	5, 955, 772, 403 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第22期	第23期
項目	自 2021年12月21日	自 2022年12月21日
	至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(0円)、費用控除後、繰越	当等収益(0円)、費用控除後、繰越
	欠損金補填後の有価証券売買等損益	欠損金補填後の有価証券売買等損益
	(0円) 、収益調整金	(1,759,527,936円) 、収益調整金
	(4,581,720,718円) 及び分配準備積	(4, 973, 736, 181円)及び分配準備積
	立金(2,593,178,501円)より分配対	立金(2,305,545,379円)より分配対
	象収益は7,174,899,219円(1万口当	象収益は9,038,809,496円(1万口当
	たり12,222.26円)のため、基準価額	たり15,176.55円)のため、基準価額
	の水準、市場動向等を勘案して分配	の水準、市場動向等を勘案して分配
	は見送り(0円)としております。	は見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権	投資信託財産の運用の指図に係る権
	限の一部を委託するために要する費	限の一部を委託するために要する費
	用	用
	21, 205, 502円	23, 730, 354円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期	第23期
項目	自 2021年12月21日	自 2022年12月21日
	至 2022年12月20日	至 2023年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に定 める証券投資信託であり、信託約 款に規定する「運用の基本方針」 に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ロー ン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。親投資信託受益証券の価 格変動リスク、為替変動リスク、 金利変動リスク等の市場リスク、 信用リスク及び流動性リスク等の リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律 及び同施行規則、投資信託協会の 諸規則、信託約款、取引権限及び 管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認 を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第22期	第23期
	(人)	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第22期	第23期	
	2022年12月20日現在	2023年12月20日現在	
種類	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
親投資信託受益証券	122, 912, 040	1, 867, 845, 193	
合計	122, 912, 040	1, 867, 845, 193	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期	第23期	
	2022年12月20日現在 2023年12月20日		
1口当たり純資産額	1. 9319円	2. 2544円	
(1万口当たり純資産額)	(19, 319円)	(22, 544円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債 券マザーファンド	398, 118, 677	1, 354, 081, 244	
	ニッセイ/パトナム・海外株 式マザーファンド	946, 237, 169	4, 086, 419, 838	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	1, 450, 839, 579	2, 043, 072, 295	
	ニッセイ国内株式マザーファ ンド	2, 955, 586, 204	5, 360, 251, 139	
親投資信託受益証券	合計	5, 750, 781, 629	12, 843, 824, 516	
合計			12, 843, 824, 516	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)」、「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)」、「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)」は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日(以下、「計算日」という。)における同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	20, 792, 593
コール・ローン	892, 549, 291
株式	16, 934, 468, 090
未収入金	51, 072, 063
未収配当金	902, 700
前払金	17, 199, 000
差入委託証拠金	40, 580, 512
流動資産合計	17, 957, 564, 249
資産合計	17, 957, 564, 249
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12, 718, 800
未払金	49, 756, 168
未払解約金	11, 700, 885
その他未払費用	677
流動負債合計	74, 176, 530
負債合計	74, 176, 530
純資産の部	•
元本等	
元本	9, 860, 487, 938
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	8, 022, 899, 781
元本等合計	17, 883, 387, 719
純資産合計	17, 883, 387, 719
負債純資産合計	17, 957, 564, 249

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該 金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額につい ては入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年12月20日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	11, 082, 899, 379円
	本額	
	同期中追加設定元本額	1, 458, 586, 785円
	同期中一部解約元本額	2, 680, 998, 226円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	122, 512, 010円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	215, 621, 522円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	121, 080, 249円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適	20, 403, 172円
	格機関投資家専用)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機	307, 671, 122円
	関投資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投	1, 279, 026, 992円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機	752, 262, 055円
	関投資家限定)	
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	694, 619, 536円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)	3, 086, 664, 384円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	2, 955, 586, 204円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投	86, 400, 786円
	資家限定)	
	DCニッセイバランスアクティブ	218, 639, 906円
	計	9, 860, 487, 938円
2.	受益権の総数	9, 860, 487, 938 □
] -	A METER PROSP	0,000,101,000H
3.	差入代用有価証券	
	株式	237, 500, 000円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1.	項目 金融商品に対する取組方針	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額ま たは計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2023年12月20日現在		
種類	当期間の		
(里)規	損益に含まれた		
	評価差額(円)		
株式	1, 490, 712, 408		
合計	1, 490, 712, 408		

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

	2023年12月20日現在			
種類	契約額等 (円)		時価(円)	評価損益 (円)
		うち		
		1年超		
市場取引				
先物取引				
買建	857, 079, 000		844, 380, 000	△12, 699, 000
合計	857, 079, 000		844, 380, 000	△12, 699, 000

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年12月20日現在	
1口当たり純資産額	1.8136円	
(1万口当たり純資産額)	(18, 136円)	

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年12月20日現在

Are too	Lat. 15 Mer	評価額(円)		中12月 20 日 元 (土
銘柄	株式数	単価	金額	備考
サカタのタネ	20, 800	3, 900. 00	81, 120, 000	
日揮ホールディングス	119, 200	1, 605. 00	191, 316, 000	
綜合警備保障	328, 500	800.30	262, 898, 550	
エムスリー	51, 100	2, 291. 00	117, 070, 100	
サントリー食品インターナショナル	54, 400	4, 707. 00	256, 060, 800	
サンエー	15, 400	4, 535. 00	69, 839, 000	
アスクル	33, 900	2, 266. 00	76, 817, 400	
日清紡ホールディングス	88, 700	1, 113. 00	98, 723, 100	
セブン&アイ・ホールディングス	49, 300	5, 490. 00	270, 657, 000	
帝人	119, 600	1, 306. 00	156, 197, 600	
東レ	375, 300	737.60	276, 821, 280	
三菱ケミカルグループ	272, 000	938.50	255, 272, 000	
KHネオケム	103, 300	2, 257. 00	233, 148, 100	
積水化学工業	120,000	2, 024. 50	242, 940, 000	
花王	71, 300	5, 852. 00	417, 247, 600	
武田薬品工業	51, 200	3, 996. 00	204, 595, 200	
日本新薬	51, 700	4, 951. 00	255, 966, 700	
参天製薬	179, 300	1, 380. 00	247, 434, 000	
H. U. グループホールディングス	82, 200	2, 622. 00	215, 528, 400	
栄研化学	37, 000	1, 713. 00	63, 381, 000	
エン・ジャパン	57, 300	2, 588. 00	148, 292, 400	
富士フイルムホールディングス	29, 700	8, 705. 00	258, 538, 500	
TOYO TIRE	15, 200	2, 383. 50	36, 229, 200	
太平洋セメント	104, 600	2, 699. 00	282, 315, 400	
丸一鋼管	37, 500	3, 709. 00	139, 087, 500	
UACJ	38, 100	3, 780. 00	144, 018, 000	
リンナイ	49, 100	3, 194. 00	156, 825, 400	
ユニプレス	153, 700	947. 00	145, 553, 900	
日立製作所	42,000	9, 933. 00	417, 186, 000	
三菱電機	197, 000	2, 036. 50	401, 190, 500	
マキタ	65, 400	3, 939. 00	257, 610, 600	
マブチモーター	76, 500	4, 689. 00	358, 708, 500	
ニデック	58, 100	5, 627. 00	326, 928, 700	
エレコム	90, 700	1, 735. 00	157, 364, 500	
パナソニック ホールディングス	184, 200	1, 390. 50	256, 130, 100	
ソニーグループ	48, 900	13, 155. 00	643, 279, 500	
デンソー	123, 500	2, 136. 00	263, 796, 000	
京セラ	41, 100	8, 196. 00	336, 855, 600	
I H I	98, 900	2, 617. 00	258, 821, 300	
全国保証	40, 900	5, 212. 00	213, 170, 800	
トヨタ自動車	267, 000	2, 644. 00	705, 948, 000	
日野自動車	427, 500	455. 30	194, 640, 750	
ZZZ	46, 300	5, 773. 00	267, 289, 900	
SUBARU	41, 700	2, 655. 00	110, 713, 500	

良品計画	58,000	2, 341. 00	135, 778, 000	
シークス	89, 000	1, 430. 00	127, 270, 000	
トプコン	134, 200	1, 500. 00	201, 300, 000	
朝日インテック	80,000	2, 850. 00	228, 000, 000	
三菱商事	53, 900	6, 713. 00	361, 830, 700	
丸井グループ	111, 100	2, 373. 00	263, 640, 300	
PALTAC	30, 000	4, 485. 00	134, 550, 000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	412, 500	1, 187. 50	489, 843, 750	代用有価証券 200,000株
三井住友フィナンシャルグループ	57, 800	6, 703. 00	387, 433, 400	
千葉銀行	169, 200	1, 006. 00	170, 215, 200	
ふくおかフィナンシャルグループ	17, 200	3, 209. 00	55, 194, 800	
野村ホールディングス	185, 000	645. 40	119, 399, 000	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	23, 000	5, 440. 00	125, 120, 000	
T&Dホールディングス	65, 700	2, 180. 00	143, 226, 000	
リログループ	112, 400	1, 571. 50	176, 636, 600	
西日本旅客鉄道	44, 400	5, 746. 00	255, 122, 400	
名古屋鉄道	158, 500	2, 194. 50	347, 828, 250	
山九	28, 500	5, 061. 00	144, 238, 500	
福山通運	20, 500	3, 870. 00	79, 335, 000	
日本航空	120, 200	2, 765. 00	332, 353, 000	
日本電信電話	3, 275, 700	169. 30	554, 576, 010	
KDDI	28, 700	4, 434. 00	127, 255, 800	
大阪瓦斯	67, 200	2, 921. 00	196, 291, 200	
エイチ・アイ・エス	171, 100	1, 896. 00	324, 405, 600	
東京都競馬	68, 900	4, 435. 00	305, 571, 500	
スクウェア・エニックス・ホールディ ングス	36, 400	4, 760. 00	173, 264, 000	
ミスミグループ本社	136, 500	2, 164. 00	295, 386, 000	
ソフトバンクグループ	33, 900	6, 073. 00	205, 874, 700	
合計	10, 348, 600		16, 934, 468, 090	

(2)株式以外の有価証券該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(単位:円)

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	36, 818, 499
コール・ローン	1, 580, 482, 284
国債証券	18, 703, 977, 422
未収入金	180, 940, 738
未収利息	13, 064, 859
前払費用	4, 789, 475
流動資産合計	20, 520, 073, 277
資産合計	20, 520, 073, 277
負債の部	
流動負債	
未払金	181, 317, 565
未払解約金	23, 596, 429
その他未払費用	1,061
流動負債合計	204, 915, 055
負債合計	204, 915, 055
純資産の部	
元本等	
元本	14, 425, 821, 259
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	5, 889, 336, 963
元本等合計	20, 315, 158, 222
純資産合計	20, 315, 158, 222
負債純資産合計	20, 520, 073, 277
2 · 2 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20, 020, 010, 211

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年12月21日		
快口	至 2023年12月20日		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券		
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付		
	後の最初の利払日までは個別法に基づいております。		
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しておりま		
	す。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価		
	法によっております。		

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年12月20日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	13, 532, 003, 859円
	本額	
	同期中追加設定元本額	3, 107, 602, 101円
	同期中一部解約元本額	2, 213, 784, 701円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	450, 212, 604円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標準型)	339, 528, 067円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	59, 365, 641円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適	32, 076, 348円
	格機関投資家専用)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機	1, 130, 407, 003円
	関投資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投	2,011,747,891円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機	369, 186, 689円
	関投資家限定)	
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	2, 552, 474, 576円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)	4,854,246,773円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)	1, 450, 839, 579円
	DCニッセイ国内債券アクティブ	921, 567, 730円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投	61, 172, 191円
	資家限定)	
	DCニッセイバランスアクティブ	192, 996, 167円
	計	14, 425, 821, 259円
2.	受益権の総数	14, 425, 821, 259 □

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動 リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等 のリスクに晒されております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

3 = 3 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 *		
種類	2023年12月20日現在	
	当期間の	
	損益に含まれた	
	評価差額(円)	
国債証券	82, 552, 637	
슴計	82, 552, 637	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額	1.4082円
(1万口当たり純資産額)	(14, 082円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

-	第433回 利付国債(2 年)	165, 000, 000		
		100, 000, 000	165, 013, 708	
	第437回 利付国債(2 年)	61, 000, 000	61, 038, 536	
	第438回 利付国債(2 年)	297, 100, 000	297, 312, 304	
	第439回 利付国債(2 年)	51, 400, 000	51, 431, 660	
	第440回 利付国債(2 年)	175, 100, 000	175, 209, 199	
	第443回 利付国債(2 年)	3, 200, 000	3, 201, 953	
	第447回 利付国債(2 年)	488, 300, 000	488, 485, 554	
	第450回 利付国債(2 年)	241, 000, 000	241, 036, 150	
	第451回 利付国債(2 年)	23, 400, 000	23, 405, 616	
	第452回 利付国債(2 年)	481, 700, 000	481, 700, 000	
	第453回 利付国債(2 年)	28, 500, 000	28, 492, 305	
	第454回 利付国債(2 年)	59, 100, 000	59, 204, 016	
	第143回 利付国債 (5 年)	8, 000, 000	8, 012, 880	
	第146回 利付国債 (5 年)	1, 030, 700, 000	1, 032, 441, 883	
	第151回 利付国債(5 年)	394, 400, 000	393, 567, 816	
	第156回 利付国債(5 年)	298, 500, 000	299, 389, 530	
<u> </u>	第1回 利付国債(40年) 第7回 利付国債(40年)	7, 900, 000 2, 100, 000	9, 475, 655 2, 189, 649	

第8回 利付国債(40年)	3, 400, 000	3, 292, 628	
第12回 利付国債(40 年)	23, 900, 000	17, 126, 023	
第13回 利付国債(40 年)	10, 600, 000	7, 519, 640	
第14回 利付国債(40 年)	34, 300, 000	25, 945, 206	
第15回 利付国債(40 年)	9, 200, 000	7, 654, 216	
第16回 利付国債(40 年)	252, 200, 000	229, 262, 410	
第337回 利付国債(10 年)	800, 000	802, 800	
第339回 利付国債(10 年)	45, 700, 000	45, 976, 485	
第346回 利付国債(10 年)	1, 000, 000, 000	1, 000, 970, 000	
第348回 利付国債(10 年)	600, 000	599, 886	
第351回 利付国債(10	506, 900, 000	505, 541, 508	
(F) 第352回 利付国債(10	800,000	796, 424	
(F) 第353回 利付国債(10 年)	110, 200, 000	109, 626, 960	
年) 第356回 利付国債(10	772, 000, 000	766, 086, 480	
年) 第358回 利付国債(10	66, 900, 000	66, 221, 634	
年) 第359回 利付国債(10	52, 700, 000	52, 078, 140	
年) 第360回 利付国債(10	340, 700, 000	336, 080, 108	
年) 第361回 利付国債(10	936, 400, 000	921, 979, 440	
年) 第362回 利付国債(10	62, 200, 000	61, 079, 778	
年) 第363回 利付国債(10	847, 500, 000	830, 202, 525	
年) 第364回 利付国債(10	141, 700, 000	138, 452, 236	
年) 第365回 利付国債(10			
年) 第370回 利付国債(10	137, 100, 000	133, 601, 208	
年) 第371回 利付国債(10	126, 500, 000	126, 220, 435	
年) 第372回 利付国債(10	62, 500, 000	61, 681, 250	
年) 第29回 利付国債(30	469, 900, 000	480, 543, 235	
年)	103, 600, 000	124, 155, 276	
-	- 93 —		

第30回 利付国債(30 年)	9, 600, 000	11, 363, 520	
第34回 利付国債(30 年)	158, 100, 000	183, 973, 065	
第37回 利付国債(30 年)	94, 200, 000	104, 934, 090	
第38回 利付国債(30 年)	38, 800, 000	42, 472, 420	
第40回 利付国債(30 年)	77, 100, 000	84, 149, 253	
第42回 利付国債(30 年)	92, 700, 000	99, 358, 641	
第43回 利付国債(30 年)	159, 800, 000	171, 113, 840	
第44回 利付国債(30 年)	168, 500, 000	180, 397, 785	
第46回 利付国債(30 年)	111, 700, 000	115, 226, 369	
第49回 利付国債(30 年)	48, 900, 000	49, 314, 672	
第50回 利付国債(30 年)	42, 300, 000	37, 738, 791	
第54回 利付国債(30 年)	800,000	705, 912	
第55回 利付国債(30年)	21, 700, 000	19, 094, 047	
第56回 利付国債(30 年)	157, 600, 000	138, 281, 392	
第57回 利付国債(30 年)	13, 600, 000	11, 899, 048	
第58回 利付国債(30 年)	66, 700, 000	58, 191, 748	
第63回 利付国債(30 年)	150, 000, 000	116, 142, 000	
第64回 利付国債(30 年)	77, 100, 000	59, 468, 772	
第66回 利付国債(30 年)	128, 700, 000	98, 515, 989	
第67回 利付国債(30 年)	221, 100, 000	178, 463, 076	
第69回 利付国債(30 年)	16, 900, 000	13, 940, 303	
第70回 利付国債(30 年)	272, 000, 000	223, 853, 280	
第73回 利付国債(30 年)	23, 100, 000	18, 861, 150	
第74回 利付国債(30 年)	8, 600, 000	7, 603, 604	
第75回 利付国債(30 年)	86, 600, 000	82, 483, 036	
第76回 利付国債(30	166, 700, 000 94 —	162, 534, 167	

年)			
第77回 利付国債(30 年)	5, 000, 000	5, 106, 150	
第78回 利付国債(30 年)	334, 200, 000	325, 420, 566	
第79回 利付国債(30 年)	114, 100, 000	105, 588, 140	
第80回 利付国債(30 年)	335, 800, 000	358, 362, 402	
第92回 利付国債(20 年)	17, 300, 000	18, 358, 587	
第99回 利付国債(20 年)	28, 600, 000	30, 852, 536	
第102回 利付国債(20 年)	49, 600, 000	54, 571, 408	
第107回 利付国債(20 年)	15, 300, 000	16, 742, 331	
第109回 利付国債(20 年)	70, 900, 000	77, 114, 385	
第110回 利付国債(20 年)	79, 400, 000	87, 182, 788	
第112回 利付国債(20 年)	37, 800, 000	41, 669, 964	
第113回 利付国債(20 年)	24, 200, 000	26, 774, 638	
第114回 利付国債(20 年)	6, 500, 000	7, 214, 740	
第117回 利付国債(20 年)	1, 500, 000	1, 670, 595	
第118回 利付国債(20 年)	200, 000, 000	222, 088, 000	
第123回 利付国債(20 年)	40, 300, 000	45, 255, 691	
第134回 利付国債(20 年)	19, 200, 000	21, 302, 592	
第140回 利付国債(20 年)	22, 600, 000	24, 946, 106	
第141回 利付国債(20 年)	32, 900, 000	36, 361, 738	
第142回 利付国債(20 年)	121, 900, 000	135, 777, 096	
第144回 利付国債(20 年)	37, 500, 000	40, 795, 125	
第146回 利付国債(20 年)	51, 900, 000	57, 501, 567	
第147回 利付国債(20 年)	409, 100, 000	449, 588, 627	
第148回 利付国債(20 年)	151, 800, 000	165, 383, 064	
第149回 利付国債(20 年)	127, 100, 000	138, 462, 740	
	1		

第150回 利付国債(20 年)	148, 300, 000	159, 954, 897	
第151回 利付国債(20 年)	174, 100, 000	184, 021, 959	
第152回 利付国債(20 年)	89, 600, 000	94, 614, 016	
第153回 利付国債(20 年)	3, 600, 000	3, 837, 960	
第154回 利付国債(20 年)	41, 200, 000	43, 412, 440	
第155回 利付国債(20 年)	370, 900, 000	381, 733, 989	
第157回 利付国債(20 年)	132, 900, 000	123, 630, 225	
第158回 利付国債(20 年)	117, 300, 000	112, 966, 938	
第159回 利付国債(20 年)	139, 500, 000	135, 655, 380	
第160回 利付国債(20 年)	5, 500, 000	5, 401, 770	
第161回 利付国債(20 年)	700, 000	676, 760	
第162回 利付国債(20 年)	200, 000, 000	192, 776, 000	
第163回 利付国債(20 年)	18, 900, 000	18, 161, 199	
第164回 利付国債(20 年)	155, 900, 000	147, 189, 867	
第165回 利付国債(20 年)	70, 700, 000	66, 518, 802	
第166回 利付国債(20 年)	77, 600, 000	74, 896, 416	
第167回 利付国債(20 年)	19, 800, 000	18, 484, 686	
第168回 利付国債(20 年)	48, 900, 000	44, 781, 642	
第169回 利付国債(20 年)	110, 500, 000	99, 190, 325	
第170回 利付国債(20 年)	167, 100, 000	149, 255, 391	
第171回 利付国債(20 年)	57, 700, 000	51, 280, 875	
第172回 利付国債(20 年)	186, 700, 000	167, 878, 773	
第173回 利付国債(20 年)	130, 900, 000	117, 124, 084	
第174回 利付国債(20 年)	700,000	623, 210	
第175回 利付国債(20 年)	67, 100, 000	60, 511, 451	
第176回 利付国債(20	256, 200, 000	230, 246, 940	

	年)			
	第177回 利付国債(20 年)	1, 900, 000	1, 670, 537	
	第181回 利付国債(20 年)	34, 800, 000	33, 019, 632	
	第184回 利付国債(20 年)	82, 900, 000	80, 844, 909	
	第185回 利付国債(20 年)	212, 500, 000	206, 530, 875	
	第186回 利付国債(20 年)	460, 000, 000	477, 834, 200	
	第 2 4 回 物価連動国債 (1 0 年)	516, 000, 000	580, 975, 383	
国債証券 合計		18, 782, 500, 000	18, 703, 977, 422	
合計			18, 703, 977, 422	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

	(+1/17 · 11)
	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1, 242, 989, 433
金銭信託	10, 663, 630
コール・ローン	457, 750, 277
株式	52, 361, 262, 064
投資証券	1, 344, 703, 688
派生商品評価勘定	267, 892, 248
未収配当金	32, 831, 215
流動資産合計	55, 718, 092, 555
資産合計	55, 718, 092, 555
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	150, 997, 043
未払解約金	75, 046, 437
その他未払費用	409
流動負債合計	226, 043, 889
負債合計	226, 043, 889
純資産の部	
元本等	
元本	12, 849, 609, 784
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	42, 642, 438, 882
元本等合計	55, 492, 048, 666
純資産合計	55, 492, 048, 666
負債純資産合計	55, 718, 092, 555

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		自 2022年12月21日
	項目	= === 1 ==> 1 == 1
		至 2023年12月20日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
		配相場に基づいて評価しております。
		配作物に塞 ブゲーC計画しておりより。
		投資証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ
		いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気
		配相場に基づいて評価しております。
		¥ ** > % IE 71
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の
	個方法	個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧各元物元員相場の 仲値で評価しております。
		門他に計画してわりまり。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該
		金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額につい
		ては入金時に計上しております。
4.	その他財務諸表作成のための基礎	外貨建取引等の処理基準
	となる事項	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に
		換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令
		第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年12月20日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	13, 159, 901, 705円
	本額	
	同期中追加設定元本額	2, 409, 518, 426円
	同期中一部解約元本額	2,719,810,347円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	26, 584, 061円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	62, 393, 099円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	38,718,047円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適	5, 904, 398円
	格機関投資家専用)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機	66, 757, 100円
	関投資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投	370, 023, 629円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機	240, 782, 087円
	関投資家限定)	
	DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式	9, 939, 193, 086円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)	150, 722, 568円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)	892, 994, 757円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)	946, 237, 169円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投	27, 926, 967円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式SA(適格機関投資家限	348, 198円
	定)	
	DCニッセイバランスアクティブ	81, 024, 618円
	計	12, 849, 609, 784円
2.	受益権の総数	12, 849, 609, 784 □

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

۷ . علد ۱	融間品の時価等に関する事項	
	項目	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額ま たは計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在			
	当期間の			
(里)块 	損益に含まれた			
	評価差額(円)			
株式	10, 148, 083, 749			
投資証券	62, 693, 280			
合計	10, 210, 777, 029			

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	2023年12月20日現在				
種類	契約額等 (円)		時価(円)	評価損益 (円)	
1里块		うち			
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	6, 608, 355, 118	_	6, 349, 054, 643	259, 300, 475	
アメリカ・ドル	5, 326, 701, 027	_	5, 108, 290, 118	218, 410, 909	
カナダ・ドル	350, 724, 429	_	344, 130, 194	6, 594, 235	
デンマーク・クローネ	655, 516, 238	_	636, 475, 340	19, 040, 898	
香港・ドル	275, 413, 424	_	260, 158, 991	15, 254, 433	
買建	6, 608, 355, 118	_	6, 465, 949, 848	$\triangle 142, 405, 270$	
アメリカ・ドル	1, 281, 654, 091	_	1, 228, 698, 359	$\triangle 52,955,732$	
イギリス・ポンド	966, 806, 066	_	934, 380, 727	\triangle 32, 425, 339	
イスラエル・シュケル	95, 309, 480	_	95, 276, 100	△33, 380	
オーストラリア・ドル	1, 151, 082, 360	_	1, 159, 451, 574	8, 369, 214	
カナダ・ドル	475, 924, 029	_	466, 626, 141	△9, 297, 888	
シンガポール・ドル	189, 101, 276	_	183, 091, 492	△6, 009, 784	
スイス・フラン	1, 404, 288, 145	_	1, 370, 109, 589	$\triangle 34, 178, 556$	
スウェーデン・クローナ	471, 468, 593	_	465, 106, 799	$\triangle 6, 361, 794$	
ノルウェー・クローネ	79, 263, 029	_	79, 485, 588	222, 559	
ユーロ	493, 458, 049	_	483, 723, 479	$\triangle 9,734,570$	
合計	13, 216, 710, 236	_	12, 815, 004, 491	116, 895, 205	

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算目の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年12月20日現在		
1口当たり純資産額	4. 3186円		
(1万口当たり純資産額)	(43, 186円)		

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年12月20日現在

通貨	銘柄	# 1 */-	評	価額	備考
		株式数	単価	金額	
アメリカ・ドル	ADOBE INC	15, 200	604. 640	9, 190, 528. 00	
	AMAZON. COM INC	85, 000	153. 790	13, 072, 150. 00	
	APPLE INC	85, 600	196. 940	16, 858, 064. 00	
	APPLIED MATERIALS INC	37, 500	162. 330	6, 087, 375. 00	
	ASML HOLDING NV	8, 100	744. 720	6, 032, 232. 00	
	ASSURED GUARANTY LTD	45, 908	72. 960	3, 349, 447. 68	
	BALL CORP	84, 900	57. 390	4, 872, 411. 00	
	BANK OF AMERICA CORP	196, 000	33. 510	6, 567, 960. 00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	166, 500	55. 820	9, 294, 030. 00	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	16, 300	274. 330	4, 471, 579. 00	
	CASELLA WASTE SYSTEMS	58, 800	86. 730	5, 099, 724. 00	
	INC-A CHARLES SCHWAB CORP	53, 500	69. 740	3, 731, 090. 00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,000	2, 327. 030	4, 654, 060. 00	
	CITIGROUP INC	133, 300	50. 930	6, 788, 969. 00	
	CONSTELLATION ENERGY	71, 400	120. 810	8, 625, 834. 00	
	DANAHER CORP	17, 500	229. 140	4, 009, 950. 00	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	40,000	88. 820	3, 552, 800. 00	
	ELI LILLY & CO	14, 500	579. 810	8, 407, 245. 00	
	FORTIVE CORP	72, 900	72. 790	5, 306, 391. 00	
	GENERAL MOTORS CO	148, 800	35. 870	5, 337, 456. 00	
	GINKGO BIOWORKS HOLDINGS INC	285, 700	1. 790	511, 403. 00	
	HOME DEPOT INC	15, 600	352. 070	5, 492, 292. 00	
	INGERSOLL-RAND INC	135, 000	76. 330	10, 304, 550. 00	
	JPMORGAN CHASE & CO	33, 300	168. 450	5, 609, 385. 00	
	KKR & CO INC -A	50, 400	84. 690	4, 268, 376. 00	
	KROGER CO	105, 400	45. 070	4, 750, 378. 00	
	LEVI STRAUSS & CO- CLASS A	198, 000	15. 650	3, 098, 700. 00	
	LINDE PLC	17, 700	412. 090	7, 293, 993. 00	
	MERCK & CO INC	53, 000	106. 490	5, 643, 970. 00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2, 700	1, 201. 770	3, 244, 779. 00	
	MICROSOFT CORP	45, 600	373. 260	17, 020, 656. 00	
	MSCI INC	6, 900	542. 530	3, 743, 457. 00	
	NRG ENERGY INC	80, 931	50. 040	4, 049, 787. 24	

	NVIDIA CORP	26, 000	496. 040	12, 897, 040. 00	
	ON HOLDING AG-CLASS A	42, 100	31. 350	1, 319, 835. 00	
	OTIS WORLDWIDE CORP	84, 000	89. 820	7, 544, 880. 00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	6, 855	848. 390	5, 815, 713. 45	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	10, 100	541.560	5, 469, 756. 00	
	SALESFORCE INC	28, 700	264. 340	7, 586, 558. 00	
	SYNOPSYS INC	4, 900	558. 650	2, 737, 385. 00	
	T-MOBILE US INC	24, 800	155. 870	3, 865, 576. 00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC	10, 800	528. 140	5, 703, 912. 00	
	TPG INC	109, 600	42. 310	4, 637, 176. 00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	16, 000	524. 040	8, 384, 640. 00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	38, 900	259. 990	10, 113, 611. 00	
	WALMART INC	64, 400	155. 530	10, 016, 132. 00	
	WALT DISNEY CO	49, 100	93. 930	4, 611, 963. 00	
アメリカ・ドル		2, 900, 194	00.000	301, 045, 199. 37	
		2,000,101		(43, 359, 540, 064)	
イギリス・ポン ド	ASHTEAD GROUP PLC	68, 471	54. 280	3, 716, 605. 88	
	UNILEVER PLC	98, 625	37. 625	3, 710, 765. 62	
イギリス・ポン	ド 小計	167, 096		7, 427, 371. 50 (1, 361, 288, 649)	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS				
カナダ・ドル	CITY LIMITED	55, 200	103. 660	5, 722, 032. 00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	3, 500	3, 153. 390	11, 036, 865. 00	
カナダ・ドル	小計	58, 700		16, 758, 897. 00	
				(1, 808, 955, 342)	
デンマーク・ク ローネ	NOVO-NORDISK A/S	53, 972	682. 300	36, 825, 095. 60	
	NOVOZYMES A/S	61, 452	363.000	22, 307, 076. 00	
デンマーク・ク	ローネ 小計	115, 424		59, 132, 171. 60	
				(1, 253, 602, 038)	
ユーロ	AIXTRON AG	54, 986	38. 280	2, 104, 864. 08	
	AXA SA	180, 263	29. 330	5, 287, 113. 79	
	KERRY GROUP PLC-A	61, 772	74. 780	4, 619, 310. 16	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	6, 236	745. 500	4, 648, 938. 00	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	8,742	379. 800	3, 320, 211. 60	
	SANOFI	57, 959	88. 930	5, 154, 293. 87	
ユーロ 小計	!	369, 958		25, 134, 731. 50	
				(3, 973, 047, 008)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	492, 800	66. 450	32, 746, 560. 00	
香港・ドル 小		492, 800		32, 746, 560. 00	
•				(604, 828, 963)	
合計		4, 104, 172		52, 361, 262, 064	
				(52, 361, 262, 064)	

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN TOWER REIT INC	23, 900. 00	5, 042, 900. 00	
		PROLOGIS INC	32, 100. 00	4, 293, 375. 00	
	アメリカ・ドル	小計	56, 000. 00	9, 336, 275. 00	
				(1, 344, 703, 688)	
投資証券 合計	+		56, 000	1, 344, 703, 688	
				(1, 344, 703, 688)	
合計				1, 344, 703, 688	
				(1, 344, 703, 688)	

(注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘材	万数	組入株式時価比率(%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式	47銘柄	78. 14	_	83. 24
	投資証券	2銘柄	_	2. 42	
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	2. 45	_	2.53
カナダ・ドル	株式	2銘柄	3. 26	_	3. 37
デンマーク・クローネ	株式	2銘柄	2. 26	_	2. 33
ユーロ	株式	6銘柄	7. 16	_	7.40
香港・ドル	株式	1銘柄	1.09	_	1. 13

⁽注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(単位:円)

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	751, 252, 131
金銭信託	2, 163, 573
コール・ローン	92, 874, 207
国債証券	7, 834, 012, 687
地方債証券	174, 649, 985
特殊債券	966, 370, 178
社債券	496, 800, 763
派生商品評価勘定	65, 262, 138
未収入金	552, 373, 240
未収利息	67, 910, 203
前払費用	593, 357
流動資産合計	11, 004, 262, 462
資産合計	11, 004, 262, 462
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	51, 807, 708
未払金	777, 407, 551
未払解約金	6, 593, 167
その他未払費用	74
流動負債合計	835, 808, 500
負債合計	835, 808, 500
純資産の部	
元本等	
元本	2, 989, 635, 476
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	7, 178, 818, 486
元本等合計	10, 168, 453, 962
純資産合計	10, 168, 453, 962
負債純資産合計	11, 004, 262, 462

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しておりま す。	
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の 仲値で評価しております。	
3.	その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年12月20日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	3, 073, 604, 702円
	本額	
	同期中追加設定元本額	375, 164, 358円
	同期中一部解約元本額	459, 133, 584円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	33, 557, 197円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン (標 準 型)	39, 377, 486円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	16, 289, 872円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適	3,726,614円
	格機関投資家専用)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機	84, 267, 505円
	関投資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投	233, 535, 351円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機	101, 305, 349円
	関投資家限定)	
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)	190, 253, 324円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)	563, 593, 161円
	DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)	398, 118, 677円
	DCニッセイ/パトナム・グローバル債券	1, 125, 223, 016円
	ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投	12, 589, 149円
	資家限定)	
	ニッセイ/パトナム・グローバル債券SA(適格機関投資家限定)	150, 641, 117円
	DCニッセイバランスアクティブ	37, 157, 658円
	計	2, 989, 635, 476円
Į		
2.	受益権の総数	2, 989, 635, 476 □

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1.	項目金融商品に対する取組方針	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証 券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価 証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としておりま す。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

۷ ، علد ۱	融間品の時価等に関する事項	
	項目	2023年12月20日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額ま たは計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2023年12月20日現在
種類	当期間の
性 規	損益に含まれた
	評価差額(円)
国債証券	29, 213, 886
地方債証券	$\triangle 2,001,218$
特殊債券	12, 656, 123
社債券	$\triangle 15, 495, 200$
合計	24, 373, 591

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	2023年12月20日現在				
195-105	契約額等 (円)		時価(円)	評価損益(円)	
種類		うち			
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	1, 774, 979, 506	_	1, 715, 597, 777	59, 381, 729	
アメリカ・ドル	1, 132, 353, 196	_	1, 082, 561, 826	49, 791, 370	
イギリス・ポンド	105, 215, 460	_	101, 707, 696	3, 507, 764	
オーストラリア・ドル	45, 828, 834	_	45, 922, 615	△93, 781	
カナダ・ドル	60, 743, 914	_	59, 270, 151	1, 473, 763	
シンガポール・ドル	5, 824, 368	_	5, 679, 590	144, 778	
スイス・フラン	10, 857, 288	_	11, 042, 152	△184, 864	
スウェーデン・クローナ	2, 016, 319	_	2,003,700	12, 619	
デンマーク・クローネ	12, 796, 878	_	12, 425, 164	371, 714	
ニュージーランド・ドル	7, 432, 956	_	7, 438, 271	△5, 315	
ノルウェー・クローネ	2, 445, 450	_	2, 469, 012	$\triangle 23,562$	
ポーランド・ズロチ	13, 779, 214	_	13, 376, 971	402, 243	
メキシコ・ペソ	16, 499, 712	_	16, 023, 696	476, 016	
ユーロ	359, 185, 917	_	355, 676, 933	3, 508, 984	
買建	1, 774, 979, 506	_	1, 729, 052, 207	$\triangle 45,927,299$	
アメリカ・ドル	642, 626, 310	_	626, 040, 338	$\triangle 16, 585, 972$	
イギリス・ポンド	19, 931, 767	_	19, 788, 544	$\triangle 143,223$	
イスラエル・シュケル	32, 366, 960	_	32, 355, 624	△11, 336	
オーストラリア・ドル	18, 541, 431	_	18, 731, 465	190, 034	
オフショア・人民元	776, 047, 215	_	749, 536, 821	\triangle 26, 510, 394	
カナダ・ドル	31, 798, 162	-	32, 085, 854	287, 692	
シンガポール・ドル	47, 916, 914	-	46, 394, 078	$\triangle 1,522,836$	
スイス・フラン	25, 383, 533	-	24, 765, 732	△617, 801	
ユーロ	180, 367, 214		179, 353, 751	△1, 013, 463	
合計	3, 549, 959, 012		3, 444, 649, 984	13, 454, 430	

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額	3. 4012円
(1万口当たり純資産額)	(34,012円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B	5, 000, 000. 00	4, 841, 000. 00	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 443, 390. 00	
		US TREASURY N/B	2, 650, 000. 00	1, 901, 772. 50	
		US TREASURY N/B	3, 800, 000. 00	3, 667, 874. 00	
		US TREASURY N/B	2, 400, 000. 00	1, 993, 584. 00	
		US TREASURY N/B	3, 400, 000. 00	3, 157, 478. 00	
		US TREASURY N/B	3, 600, 000. 00	3, 431, 088. 00	
		US TREASURY N/B	5, 600, 000. 00	4, 527, 656. 00	
	アメリカ・ドル	小計	27, 950, 000. 00	24, 963, 842. 50	
			(4, 025, 638, 500)	(3, 595, 542, 235)	
	イギリス・ポン ド	UNITED KINGDOM GILT	1, 410, 000. 00	1, 239, 897. 60	
		UNITED KINGDOM GILT	70, 000. 00	63, 128. 10	
		UNITED KINGDOM GILT	1, 370, 000. 00	1, 320, 885. 50	
		UNITED KINGDOM GILT	10, 000. 00	7, 017. 40	
		UNITED KINGDOM GILT	370, 000. 00	394, 756. 70	
		UNITED KINGDOM GILT	170, 000. 00	168, 641. 70	
	イギリス・ポント	バー 小計	3, 400, 000. 00	3, 194, 327. 00	
			(623, 152, 000)	(585, 456, 253)	
	オーストラリ ア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	190, 000. 00	188, 177. 90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	430, 000. 00	409, 149. 30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	860, 000. 00	807, 127. 20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	90, 000. 00	71, 093. 70	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	120, 000. 00	95, 612. 40	

オーストラリア・	・ドル 小計	1, 690, 000. 00	1, 571, 160. 50
		(164, 369, 400)	(152, 811, 070)
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT	210, 000. 00	226, 428. 30
カナダ・ドル 小計		210, 000. 00	226, 428. 30
		(22, 667, 400)	(24, 440, 671)
スウェーデン・ クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1, 290, 000. 00	1, 243, 160. 10
	SWEDISH GOVERNMENT	320, 000. 00	375, 491. 20
スウェーデン・ク		1, 610, 000. 00	1, 618, 651. 30
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(22, 813, 700)	(22, 936, 289)
デンマーク・ク ローネ	KINGDOM OF DENMARK	1, 190, 000. 00	1, 172, 352. 30
•	KINGDOM OF DENMARK	800, 000. 00	1, 026, 040. 00
デンマーク・クロ		1, 990, 000. 00	2, 198, 392. 30
	- vi, vi,hi	(42, 188, 000)	(46, 605, 917)
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	330, 000. 00	308, 269. 50
ニュージーラント	こ・ドル 小卦	220 000 00	300 360 EU
ーユーシーテン「	ייני אליו : :	330, 000. 00 (29, 782, 500)	308, 269. 50 (27, 821, 322)
ノルウェー・ク ローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1, 660, 000. 00	1, 580, 784. 80
ロー不 ノルウェー・クロ		1, 660, 000. 00	1, 580, 784. 80
ノルソエニ・クト	- \langle 1, \langle 1	(23, 256, 600)	(22, 146, 795)
ポーランド・ズ コチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 870, 000. 00	1, 768, 122. 40
	7手 小計	1, 870, 000. 00	1, 768, 122. 40
v.) > v X	- / /1, ¹ 1	(68, 318, 767)	(64, 596, 761)
マレーシア・リ ンギット	MALAYSIA GOVERNMENT	1, 750, 000. 00	1, 718, 535. 00
マレーシア・リン	/ギット 小卦	1, 750, 000. 00	1, 718, 535. 00
	7 7 1. 11 ₀ 1	(54, 079, 375)	(53, 107, 028)
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	13, 280, 000. 00	12, 510, 955. 20
メキシコ・ペソ	小計	13, 280, 000. 00	12, 510, 955. 20
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	\1,\text{\text{1}}	(112, 063, 280)	(105, 573, 695)
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	630, 000. 00	608, 227. 20
-	BELGIUM KINGDOM	20, 000. 00	18, 578. 80
	BELGIUM KINGDOM	590, 000. 00	694, 978. 70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		
		170, 000. 00	178, 415. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	360, 000. 00	451, 137. 60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110, 000. 00	122, 059. 30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950, 000. 00	1, 060, 561. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	240, 000. 00	235, 432. 80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250, 000. 00	227, 870. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330, 000. 00	318, 423. 60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	30, 000. 00	17, 158. 80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530, 000. 00	482, 077. 40
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	230, 000. 00	188, 857. 60
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 780, 000. 00	1, 538, 204. 80
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	760, 000. 00	790, 795. 20
	BUONI POLIENNALI DEL TES	710, 000. 00	776, 250. 10
	BUONI POLIENNALI DEL TES	710, 000. 00	776, 250. 10

	1	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	204, 132. 00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	870, 000. 00	863, 205. 30
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 360, 000. 00	1, 193, 699. 20
		BUONI POLIENNALI DEL TES	140, 000. 00	88, 256. 00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 640, 000. 00	1, 855, 151. 60
		FINNISH GOVERNMENT	270, 000. 00	234, 338. 40
		FRANCE (GOVT OF)	970, 000. 00	985, 287. 20
		FRANCE (GOVT OF)	110, 000. 00	115, 867. 40
		FRANCE (GOVT OF)	1, 040, 000. 00	1, 006, 397. 60
		FRANCE (GOVT OF)	740, 000. 00	908, 165. 00
		FRANCE (GOVT OF)	610, 000. 00	555, 185. 40
		FRANCE (GOVT OF)	1, 540, 000. 00	1, 313, 404. 40
		FRANCE (GOVT OF)	460, 000. 00	551, 172. 00
		IRELAND GOVERNMENT BOND	100, 000. 00	87, 322. 00
		IRELAND GOVERNMENT BOND	320, 000. 00	301, 910. 40
		NETHERLANDS GOVERNMENT	420, 000. 00	400, 759. 80
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200, 000. 00	179, 934. 00
		NETHERLANDS GOVERNMENT	380, 000. 00	449, 619. 80
		REPUBLIC OF AUSTRIA	290, 000. 00	224, 828. 30
		REPUBLIC OF AUSTRIA	630, 000. 00	592, 508. 70
	ユーロ 小計		19, 980, 000. 00	19, 820, 172. 40
			(3, 158, 238, 600)	(3, 132, 974, 651)
国債証券 合			8, 346, 568, 122	7, 834, 012, 687
			(8, 346, 568, 122)	(7, 834, 012, 687)
也方債証券	カナダ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF)	460, 000. 00	448, 720. 80
		ONTARIO (PROVINCE OF)	310, 000. 00	261, 131. 60
		ONTARIO (PROVINCE OF)	800, 000. 00	908, 176. 00
	カナダ・ドル 月	計	1, 570, 000. 00	1, 618, 028. 40
			(169, 465, 800)	(174, 649, 985)
也方債証券	合計		169, 465, 800	174, 649, 985
			(169, 465, 800)	(174, 649, 985)
寺殊債券	アメリカ・ドル	FNMA 545477	2, 531. 55	2, 612. 38
		FNMA 555571	1, 325. 38	1, 378. 10
		FNMA 602285	1, 109. 73	1, 151. 45
		FNMA 609480	326. 35	336. 67
		FNMA FM9958	996, 023. 83	907, 138. 66
		FNW 2003-W1 2A	134, 190. 79	128, 682. 25
		FNW 2003-W3 1A1	1, 902. 58	1, 947. 88
		FR ZI1716	11, 700. 23	12, 214. 33
		FR ZS4136	2, 773. 89	2, 896. 77
		GNMA 781542	2, 519. 39	2, 522. 46
		GNMA 786812	496, 512. 51	504, 635. 45
		GNMA BX9597	818, 460. 16	683, 340. 57
		GNMA CT0366	26, 871. 28	27, 099. 14
		GNMA CU6592	36, 817. 74	37, 135. 84
		GNMA CU6639	110, 195. 77	110, 840. 41
		GNMA CU9006	32, 835. 90	33, 287. 06
		GNMA CU9007	85, 502. 02	86, 419. 45
		GNMA CX6938	59, 000. 00	60, 567. 04
		01		

	Ī	GNMA TBA	1, 000, 000. 00	896, 460. 00	
	アメリカ・ドル	小計	5, 820, 599. 10	5, 400, 325. 91	
			(838, 340, 888)	(777, 808, 941)	
	ユーロ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	530, 000. 00	521, 530. 60	
		EFSF	440, 000. 00	446, 085. 20	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	225, 000. 00	225, 281. 25	
	그ㅡㅁ 小計		1, 195, 000. 00	1, 192, 897. 05	
			(188, 893, 650)	(188, 561, 237)	
特殊債券 合計		1, 027, 234, 538. 37	966, 370, 178		
			(1,027,234,538)	(966, 370, 178)	
社債券	アメリカ・ドル	APPLE INC	345, 000. 00	290, 234. 70	
		BACM 2015-UBS7 AS	144, 000. 00	135, 753. 12	
		BANK 2019-BN20 XA	1, 365, 693. 10	49, 875. 11	
		BBCMS 2021-C9 XA	1, 414, 324. 22	115, 564. 43	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN	95, 000. 00	89, 555. 55	
		BMARK 2019-B12 A5	28, 000. 00	24, 908. 52	
		CGCMT 2014-GC19 XA	522, 492. 25	167. 19	_
		CGCMT 2014-GC21 B	114, 000. 00	105, 502. 44	
		CGCMT 2018-C6 XA	2, 506, 644. 85	75, 575. 34	
		COMM 2015-LC21 XA	2, 841, 053. 47	19, 745. 29	
		COMMONWEALTH BANK AUST	500, 000. 00	474, 010. 00	
		CSAIL 2015-C1 AS	105, 000. 00	99, 240. 75	
		CSAIL 2018-CX12 XA	4, 891, 345. 81	104, 723. 71	
		JPMBB 2013-C17 XA	91, 526. 52	11.89	
		JPMBB 2014-C19 C	84, 000. 00	78, 843. 24	
		JPMBB 2014-C23 B	102, 000. 00	98, 087. 28	
		JPMBB 2015-C33 XA	1, 478, 515. 50	19, 723. 39	
		JPMCC 2013-C16 XA	342, 095. 43	3. 40	
		JPMCC 2019-COR5 XA	3, 074, 744. 97	165, 206. 04	
		MET LIFE GLOB FUNDING I	510, 000. 00	476, 115. 60	
		MSBAM 2013-C10 AS	9, 457. 58	9, 027. 26	
		MSBAM 2014-C14 B	82, 000. 00	81, 230. 84	
		MSBAM 2014-C14 C	280, 000. 00	273, 000. 00	
		MSBAM 2014-C16 B	102, 000. 00	95, 693. 34	
		MSBAM 2014-C17 XA	644, 000. 63	824. 31	
		ROCHE HOLDINGS INC	250, 000. 00	224, 692. 50	
		UBSCM 2017-C1 A4	73, 000. 00	68, 182. 00	
		UBSCM 2017-C7 XA	1, 031, 640. 94	32, 527. 63	
		UBSCM 2018-C13 AS	84, 000. 00	76, 579. 44	
		WFCM 2016-LC25 XA	1, 205, 852. 96	23, 502. 07	
		WFCM 2020-C56 XA	1, 536, 883. 97	88, 386. 19	
		WFRBS 2013-C11 B	59, 783. 41	52, 794. 13	
	アメリカ・ドル	小計	25, 914, 055. 61	3, 449, 286. 70	
			(3, 732, 401, 430)	(496, 800, 763)	
社債券 合	計		3, 732, 401, 429. 50	496, 800, 763	
			(3, 732, 401, 430)	(496, 800, 763)	
合計				9, 471, 833, 613	
				(9, 471, 833, 613)	

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

			組入債券	有価証券の合計金額に
通貨	銘柄	数	時価比率	対する比率
			(%)	(%)
アメリカ・ドル	国債証券	8銘柄	35. 36	51. 42
	特殊債券	20銘柄	7.65	
	社債券	32銘柄	4.89	
イギリス・ポンド	国債証券	6銘柄	5. 76	6.18
オーストラリア・ドル	国債証券	5銘柄	1.50	1.61
カナダ・ドル	国債証券	1銘柄	0. 24	2. 10
	地方債証券	3銘柄	1.72	
スウェーデン・クローナ	国債証券	2銘柄	0. 23	0.24
デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	0.46	0.49
ニュージーランド・ドル	国債証券	1銘柄	0. 27	0. 29
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0. 22	0. 23
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.64	0.68
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	0. 52	0.56
メキシコ・ペソ	国債証券	1銘柄	1.04	1.11
ユーロ	国債証券	36銘柄	30. 81	35. 07
	特殊債券	3銘柄	1.85	

⁽注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

2023年12月29日現在

Ι	資産総額	6, 440, 315, 419円
П	負債総額	5, 034, 106円
Ш	純資産総額 (I – II)	6, 435, 281, 313円
IV	発行済数量	4, 001, 822, 907 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.6081円

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)

2023年12月29日現在

I	資産総額	19, 072, 789, 720円
П	負債総額	11, 607, 893円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	19, 061, 181, 827円
IV	発行済数量	9, 862, 200, 114 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.9328円

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

2023年12月29日現在

I	資産総額	13, 474, 779, 186円
П	負債総額	15, 778, 057円
Ш	純資産総額 (I - II)	13, 459, 001, 129円
IV	発行済数量	5, 966, 096, 865 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2559円

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2023年12月29日現在

I	資産総額	18, 172, 987, 349円
Π	負債総額	50, 683, 627円
Ш	純資産総額 (I – II)	18, 122, 303, 722円
IV	発行済数量	9, 865, 200, 453 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.8370円

ニッセイ国内債券マザーファンド

2023年12月29日現在

I	資産総額	21, 268, 669, 432円
Π	負債総額	1, 125, 517, 082円
Ш	純資産総額 (I – II)	20, 143, 152, 350円
IV	発行済数量	14, 417, 312, 563口
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.3972円

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

2023年12月29日現在

I	資産総額	55, 420, 552, 285円
П	負債総額	253, 588, 920円
Ш	純資産総額 (I – II)	55, 166, 963, 365円
IV	発行済数量	12, 870, 896, 793 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	4. 2862円

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

2023年12月29日現在

I	資産総額	10, 576, 731, 263円
П	負債総額	474, 066, 145円
Ш	純資産総額 (I - II)	10, 102, 665, 118円
IV	発行済数量	2, 987, 707, 107 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.3814円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機 関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があ ると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。 委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。 最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部(室)の部(室)長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘 柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです(ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます)。

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額 (単位:億円)
追加型株式投資信託	421	74, 121
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	113	20, 622
単位型公社債投資信託	0	0
合計	534	94, 743

○ 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸 表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財 務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第28期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第29期事業年度に係る中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 樋 口 誠 之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 大 竹 新

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (ニッセイアセットマネジメント株式会社) が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

(1)【貸借対照表】

投資その他の資産

投資有価証券

関係会社株式

長期前払費用

繰延税金資産

投資その他の資産合計

差入保証金

その他

固定資産合計

資産合計

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (2023年3月31日) (2022年3月31日) 資産の部 流動資産 現金・預金 38, 492, 350 31, 522, 565 有価証券 6, 249, 635 5,099,877 前払費用 763, 755 595, 955 未収委託者報酬 6, 157, 565 5, 813, 921 未収運用受託報酬 3, 219, 400 3, 456, 007 未収投資助言報酬 265, 131 259,830 その他 8,403 18,700 流動資産合計 55, 156, 243 46, 766, 858 固定資産 有形固定資産 建物附属設備 **※**1 150, 311 **※**1 150, 182 **※**1 **※**1 車両 968 482 器具備品 **※**1 103,050 **※**1 92,889 有形固定資産合計 254, 330 243, 554 無形固定資產 ソフトウェア 1,840,943 1,803,047 ソフトウェア仮勘定 577, 731 1, 198, 151 その他 8,013 8,013 無形固定資産合計 2, 426, 688 3,009,212

30, 679, 401

66, 222

10,629

374, 819

10, 305

1, 413, 142

32, 554, 521

35, 235, 540

90, 391, 783

37, 635, 584

66, 222

11,881

367, 613

10,037

1,600,306

39, 691, 645

42, 944, 413

89, 711, 272

負債の部				
流動負債				
預り金		51, 241		53, 64
未払収益分配金		8, 706		7, 08
未払手数料	※ 2	2, 315, 345	※ 2	2, 148, 50
未払運用委託報酬	※ 2	1, 728, 950	※ 2	1, 868, 26
未払投資助言報酬	※ 2	828, 040	※ 2	801, 75
その他未払金	※ 2	4, 619, 477	※ 2	2, 880, 39
未払費用	※ 2	134, 086	※ 2	122, 64
未払法人税等		611, 046		1, 689, 45
未払消費税等		349, 108		321, 14
賞与引当金		1, 227, 440		1, 047, 23
その他		93, 579		46, 05
流動負債合計		11, 967, 023		10, 986, 19
田中名法				
固定負債 退職給付引当金		2, 423, 289		2, 402, 31
役員退職慰労引当金		16, 750		16, 15
固定負債合計	-	2, 440, 039		2, 418, 46
負債合計		14, 407, 063		13, 404, 65
純資産の部				
株主資本				
資本金		10,000,000		10,000,00
資本剰余金				
資本準備金		8, 281, 840		8, 281, 84
資本剰余金合計		8, 281, 840		8, 281, 84
利益剰余金				
利益準備金		139, 807		139, 80
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,00
研究開発積立金		70,000		70,00
別途積立金		350,000		350, 00
繰越利益剰余金		56, 866, 270		57, 905, 87
利益剰余金合計		57, 546, 077		58, 585, 68
株主資本合計		75, 827, 917		76, 867, 52
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額				
金		348, 871		\triangle 254, 73
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		△ 192, 067		△ 306, 17
評価・換算差額等合計		156, 803		△ 560, 91
純資産合計	-	75, 984, 720		76, 306, 61
負債・純資産合計				
只良 祝具生口訂		90, 391, 783		89, 711, 27

	No and a Mile II and a	(単位:千円
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
SV 30. 1	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29, 144, 394	27, 807, 45
運用受託報酬	17, 750, 312	18, 365, 70
投資助言報酬	1, 032, 738	1, 146, 30
その他営業収益		4, 49
営業収益計	47, 927, 445	47, 323, 98
営業費用		
支払手数料	11, 524, 989	10, 826, 13
広告宣伝費	62, 919	34, 4
公告費	125	1:
調査費	8, 730, 925	9, 426, 1
支払運用委託報酬	3, 825, 413	3, 994, 3
支払投資助言報酬	3, 083, 142	3, 279, 3
委託調査費	125, 430	143, 1
調査費	1, 696, 938	2,009,3
委託計算費	277, 534	278, 8
営業雑経費	846, 156	876, 2
通信費	59, 759	60, 5
印刷費	173, 841	166, 6
協会費	38, 262	37, 6
その他営業雑経費	574, 292	611, 4
営業費用計	21, 442, 649	21, 441, 90
一般管理費	21, 442, 043	21, 441, 3
	150 920	114 14
役員報酬	150, 830	114, 10
給料・手当	4, 699, 931	5, 179, 6
賞与引当金繰入額	1, 184, 037	1, 033, 6
賞与	369, 403	357, 1
福利厚生費	925, 165	988, 3
退職給付費用	431, 379	411, 1
役員退職慰労引当金繰入 額	8, 950	5, 8
役員退職慰労金	_	9 5
	169 970	2, 5
その他人件費	162, 879	214, 3
不動産賃借料	766, 098	803, 8
その他不動産経費	36, 278	35, 2
交際費	12, 883	27, 1
旅費交通費	17, 654	133, 7
固定資産減価償却費	552, 239	663, 4
租税公課	385, 352	367, 0
業務委託費	349, 177	438, 0
器具備品費	484, 762	769, 9
保険料	46, 907	49, 2
寄付金	5, 126	10, 7
諸経費	247, 185	279, 83
一般管理費計	10, 836, 244	11, 885, 0
業利益	15, 648, 550	13, 996, 9
業外収益		
受取利息	2,029	9:
有価証券利息	3, 452	15, 60
受取配当金		X 1 191, 3

為替差益		27,680		22, 628
その他営業外収益		,		
	-	19, 955		20, 449
営業外収益計	-	136, 927		251, 049
営業外費用				
控除対象外消費税		20, 188		5, 712
その他営業外費用		404		314
営業外費用計		20, 592		6,026
経常利益		15, 764, 885		14, 242, 004
特別利益				
投資有価証券売却益		18, 927		97, 919
投資有価証券償還益		510, 138		45, 181
特別利益計		529, 065		143, 100
特別損失				
投資有価証券売却損		7, 280		73, 703
投資有価証券償還損		50, 697		71,887
固定資産除却損	※ 2	132	※ 2	1, 757
事故損失賠償金	※ 3	9,883	※ 3	2, 015
特別損失計		67, 993		149, 364
税引前当期純利益		16, 225, 956		14, 235, 739
法人税、住民税及び事業税		4, 940, 051		4, 112, 329
法人税等調整額		24, 895		74, 919
法人税等合計		4, 964, 946		4, 187, 249
当期純利益		11, 261, 009		10, 048, 489

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本									
	資本金 資本剰余金		利益剰余金						株主資本		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備金		その他利	益剰余金		利益剰余	合計	
		ZIZ.	亚口印	<u>₩</u> .	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	10,000,000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120,000	70,000	350,000	55, 045, 550	55, 725, 357	74, 007, 197	
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9, 440, 289	△9, 440, 289	△9, 440, 289	
当期純利益	-	-	-	-	-	_	-	11, 261, 009	11, 261, 009	11, 261, 009	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1, 820, 719	1,820,719	1, 820, 719	
当期末残高	10,000,000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120, 000	70, 000	350,000	56, 866, 270	57, 546, 077	75, 827, 917	

	評信	評価・換算差額等						
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	合計				
当期首残高	1, 242, 655	△97, 204	1, 145, 450	75, 152, 647				
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△9, 440, 289				
当期純利益	-	-	-	11, 261, 009				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△893, 783	△94, 862	△988, 646	△988, 646				
当期変動額合計	△893, 783	△94, 862	△988, 646	832, 073				
当期末残高	348, 871	△192, 067	156, 803	75, 984, 720				

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金 資本剰余金		利益剰余金					株主資本		
					利益準備 その他利益剰余金				利益剰余 金合計	合計
		金	金合計	金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	亚口印	
当期首残高	10, 000, 000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120,000	70, 000	350,000	56, 866, 270	57, 546, 077	75, 827, 917
当期変動額										
剰余金の配当	_	-	-	-	-	-	-	△9, 008, 883	△9, 008, 883	△9, 008, 883
当期純利益	_	-	-	-	-	-	-	10, 048, 489	10, 048, 489	10, 048, 489
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	_	-	-	-	-	-	-	1, 039, 606	1, 039, 606	1, 039, 606
当期末残高	10,000,000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120,000	70, 000	350,000	57, 905, 876	58, 585, 683	76, 867, 523

	評信	評価・換算差額等			
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	合計	
当期首残高	348, 871	△192, 067	156, 803	75, 984, 720	
当期変動額					
剰余金の配当	-	I	-	△9, 008, 883	
当期純利益	-	-	-	10, 048, 489	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△603,603	△114, 109	△717, 713	△717,713	
当期変動額合計	△603, 603	△114, 109	△717, 713	321, 892	
当期末残高	△254, 732	△306, 177	△560, 910	76, 306, 613	

注記事項

(重要な会計方針)

(里安な云訂万軒)	-
	当事業年度
項目	(自 2022年4月1日
	至 2023年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
	② その他有価証券
	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資
	産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算
	定)によっております。
	③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
9 ゴルジニュブ時刊炊の辺	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2. デリバティブ取引等の評 価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方	① 有形固定資産
法	定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備
	については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であ
	は、
	つより。 ② 無形固定資産
	については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額
	法によっております。
4. 引当金の計上基準	① 賞与引当金
	従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対す
	る支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
	② 退職給付引当金
	従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制
	適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を
	当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、
	給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、
	各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務
	期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した
	額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しておりま
	す。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算
	に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務と
	する方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出
	向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているた
	め、退職給付引当金は計上しておりません。
	③ 役員退職慰労引当金
	役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期
E 阿牡豆×8曲 8 3 1 + 34	末要支給額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業にお
	ける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時
	①投資信託委託業務
	投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財
	産の運用指図等を行っております。
	委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算
	され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の
	一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に

わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつ れて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産 を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算さ れ、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一 時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわ たり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれ て一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功 報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及 び支払われることが確定した時点で収益として認識しており ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関 する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算さ れ、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一 時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわ たり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれ て一定の期間にわたり収益を認識しております。 6. 外貨建の資産及び負債の 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に 本邦通貨への換算基準 換算し、換算差額は損益として処理しております。 7. ヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通り であります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、 ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、 原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づ き、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率 分析によっております。 当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ 8. グループ通算制度の適用 通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っ ております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

14,000 — 10 — 20 10 —	前事業年度	当事業年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
建物附属設備 車両	329, 011千円 5, 760	340, 233千円 6, 246
器具備品	494, 576	516, 937
<u>計</u>	829, 348	863, 417

※2. 前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

(損益計算書関係)

計

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

132

※ 1.	. 谷村日に召まれている関係会任に対するものは、以下のとわりであります。					
		前事業年度		当事業年度		
	(2	022年3月31日)	(2	023年3月31日)		
	受取配当金	42,069千円		174, 180千円		
※ 2.	固定資産除却損の内訳は以	【下のとおりであります。				
		前事業年度		当事業年度		
	(自	2021年4月 1日	(自	2022年4月 1日		
	至至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)		
	器具備品	132		1, 749		
	ソフトウェア	-		8		

※3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

1,757

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	_	_	108
合計	108	_	_	108

- 2. 配当に関する事項
 - ①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類普通株式配当金の総額9,440,289千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額87,049円基準日2021年3月31日効力発生日2021年6月30日

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

2. 2013 17 17 17 12	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
発行済株式				
普通株式	108		_	108
合計	108		_	108

- 2. 配当に関する事項
 - ①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類普通株式配当金の総額9,008,883千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額83,071円基準日2022年3月31日効力発生日2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類普通株式配当金の総額8,038,816千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額74,126円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等(注1)は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	17, 319, 017	17, 308, 937	△10, 080	
その他有価証券	19, 610, 019	19, 610, 019	_	
資産計	36, 929, 036	36, 918, 956	△10,080	
デリバティブ取引(※)				
ヘッジ会計が適用され	△73, 870	△73, 870	_	
ているもの	△13,610	△13,010		
デリバティブ取引計	△73, 870	△73 , 870	_	

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	23, 445, 768	23, 460, 731	14, 962	
その他有価証券	19, 289, 693	19, 289, 693	_	
資産計	42, 735, 461	42, 750, 424	14, 962	
デリバティブ取引(※)				
ヘッジ会計が適用され	A 94 991	A 9.4 991		
ているもの	△24, 321	△24, 321		
デリバティブ取引計	△24, 321	△24, 321	_	

^(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分前事業年度	
	(2022年3月31日)
関係会社株式	66, 222

(単位:千円)

	(TIZ • 111)		
区分	当事業年度		
	(2023年3月31日)		
関係会社株式	66, 222		

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される 当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価 (千円)					
区为	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	_	19, 610, 019	_	19, 610, 019		
デリバティブ取引(※)						
為替予約	_	△73, 870	_	△73, 870		
合計	_	19, 536, 149	_	19, 536, 149		

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については△で示しております。

当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価 (千円)				
四月	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	_	19, 289, 693		19, 289, 693	
デリバティブ取引(※)					
為替予約	_	$\triangle 24,321$		$\triangle 24,321$	
合計	_	19, 265, 372	_	19, 265, 372	

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価				
証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	_	17, 308, 937	_	17, 308, 937
合計	1	17, 308, 937	_	17, 308, 937

当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価 証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	_	23, 460, 731	_	23, 460, 731
合計	_	23, 460, 731	_	23, 460, 731

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	38, 492, 350			_
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6, 250, 000	11, 070, 000	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6, 108, 860	12, 060, 309	1, 121, 260	101, 009
合計	50, 851, 210	23, 130, 309	1, 121, 260	101, 009

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31, 522, 565	_	_	
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5, 100, 000	18, 340, 000	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3, 029, 947	15, 086, 454	997, 574	175, 716
合計	39, 652, 513	33, 426, 454	997, 574	175, 716

⁽注) 投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	4, 899, 207	4, 900, 290	1,082
時価が貸借対照	(2)社債	_	_	_
表計上額を超え るもの	(3)その他	_	_	_
	小計	4, 899, 207	4, 900, 290	1,082
	(1)国債・地方債等	12, 419, 810	12, 408, 647	△11, 163
時価が貸借対照	(2)社債	_	_	_
表計上額を超え ないもの	(3)その他	_	_	_
	小計	12, 419, 810	12, 408, 647	△11, 163
	合計	17, 319, 017	17, 308, 937	△10, 080

当事業年度(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	13, 455, 768	13, 484, 645	28, 876
時価が貸借対照	(2)社債	_	_	_
表計上額を超え るもの	(3)その他	_	_	_
	小計	13, 455, 768	13, 484, 645	28, 876
	(1)国債・地方債等	9, 990, 000	9, 976, 086	△13, 914
時価が貸借対照	(2)社債	_	_	_
表計上額を超え ないもの	(3)その他	_	_	_
	小計	9, 990, 000	9, 976, 086	△13, 914
	合計	23, 445, 768	23, 460, 731	14, 962

2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
貸借対照表計上	① 国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価ま たは償却原価を	② 社債	_	_	_
超えるもの	③ その他	_	_	_
	(3)その他(注1)	10, 012, 022	9, 238, 000	774, 022
	小計	10, 012, 022	9, 238, 000	774, 022
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
貸借対照表計上	① 国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価または償却原価を	② 社債	_	_	_
超えないもの	③ その他	_	_	_
	(3)その他(注1)	9, 597, 996	10, 017, 000	△419, 003
	小計	9, 597, 996	10, 017, 000	△419, 003
	合計	19, 610, 019	19, 255, 000	355, 019

⁽注1) 投資信託受益証券等であります。

⁽注2) 関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
貸借対照表計上	① 国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価ま たは償却原価を	② 社債	_	_	_
超えるもの	③ その他	_	_	_
	(3)その他(注1)	6, 778, 610	6, 336, 999	441,610
	小計	6, 778, 610	6, 336, 999	441,610
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
貸借対照表計上	① 国債・地方債等	_	_	_
額が取得原価または償却原価を	② 社債	_	_	_
超えないもの	③ その他	_	_	_
	(3)その他(注1)	12, 511, 082	13, 413, 000	△901, 917
	小計	12, 511, 082	13, 413, 000	△901, 917
_	合計	19, 289, 693	19, 749, 999	△460, 306

⁽注1) 投資信託受益証券等であります。

⁽注2) 関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1)株式	_	_	_
(2)債券	_	_	_
(3) その他	72, 646	18, 927	7, 280
合計	72, 646	18, 927	7, 280

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1)株式	_	_	_
(2)債券	_	_	_
(3) その他	325, 215	97, 919	73, 703
合計	325, 215	97, 919	73, 703

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 前事業年度(2022年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2023年3月31日) 該当事項はありません。

- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 - (1)通貨関連

前事業年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
		投資 有価証券	1, 264, 288	-	△73, 870
	合計		1, 264, 288	-	△73, 870

- (注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。
- (注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務 となる項目については△で示しております。

当事業年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1, 129, 663	ŀ	△24, 321
合計			1, 129, 663	-	△24, 321

- (注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。
- (注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月	1日 (自 2022年4月 1日
	至 2022年3月	31日) 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 049, 929	9 千円 2,324,488 千円
勤務費用	296, 556	261, 043
利息費用	5, 724	7, 886
数理計算上の差異の発生額	26, 217	△51, 020
退職給付の支払額	△58, 809	\triangle 318, 533
その他	4, 869	2, 382
退職給付債務の期末残高	2, 324, 488	3 2, 226, 246

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度			当事業年度		
	(自	2021年4月 1日	(自	2022年4月 1日		
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)		
退職給付引当金の期首残高		134, 197 千円		147,543 千円		
退職給付費用		19, 557		18, 835		
退職給付の支払額		$\triangle 1,342$		$\triangle 1,081$		
その他		$\triangle 4,869$		△2, 382		
退職給付引当金の期末残高		147, 543		162, 914		

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	$\triangle 48,741$	13, 153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 423, 289	2, 402, 314
退職給付引当金	2, 423, 289	2, 402, 314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 423, 289	2, 402, 314

(4) 退職給付費用

		前事業年度		当事業年度
	(自	2021年4月 1日	(自	2022年4月 1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用		19,557 千円		18,835 千円
勤務費用		296, 556		261, 043
利息費用		5, 724		7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額		5, 631		10, 874
確定給付制度に係る退職給付費用		327, 469		298, 639

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項 主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

		前事業年度		当事業年度
	(自	2021年4月 1日	(自	2022年4月 1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
割引率		0.35 %		0.66 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867 千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度	
	(2022年3月31日	1) (2023年3月31日)
繰延税金資産			
賞与引当金	375, 842	千円 320,663	千円
未払事業税	134, 561	113, 779	
退職給付引当金	742, 011	735, 588	
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2, 055	
役員退職慰労引当金	5, 128	4, 945	
投資有価証券評価差額	140, 574	314, 276	
減価償却超過額	38, 704	48, 992	
その他	128, 909	180, 561	
小計	1, 567, 297	1, 720, 862	
評価性引当額	△1,808	△12, 818	
繰延税金資産合計	1, 565, 488	1, 708, 043	
繰延税金負債			
特別分配金否認	6, 396	10, 817	
投資有価証券評価差額	145, 949	96, 919	
繰延税金負債合計	152, 345	107, 737	
繰延税金資産(△は負債)の純額	1, 413, 142	1, 600, 306	

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下 であるため、注記を省略しております。
- 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場 合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税 及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

「関連情報]

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	(12:114)
顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6, 500, 632

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5, 921, 322

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月 1日
至2022年3月31日)	至2023年3月31日)
29, 144, 394	27, 807, 455
17, 750, 312	18, 365, 703
1, 032, 738	1, 146, 302
_	4, 497
47, 927, 445	47, 323, 959
	(自 2021年4月 1日 至2022年3月31日) 29,144,394 17,750,312 1,032,738

⁽注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

	* 1 % * \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \										
	会社等		資本金又		議決権等		当事者 関係	取引の	取引金額		期末
種類	の名称	所在地	は出資金 (百万円)	事業の内容	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	残高 (千円)
								運用受託報 酬の受取	6, 521, 634	未収運用 受託報酬	1, 657, 146
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	投資助言報 酬の受取	120, 504	未収投資 助言報酬	11, 837
								連結納税に伴 う支払	3, 919, 311	その他 未払金	3, 919, 311

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合		当事者 関係 事業上 の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
								運用受託報 酬の受取	5, 922, 395	未収運用 受託報酬	1, 446, 614
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	投資助言報 酬の受取	118, 702	未収投資 助言報酬	10, 996
								グループ通算 に伴う支払	2, 065, 951	その他 未払金	2, 065, 951

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。
- 2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	700,655円80銭	703, 623円97銭
1株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 樋 口 誠 之

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大 竹 新

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸 表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどう かを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	((十四:11)		
	第29期中	中間会計期間末		
	(2023年	9月30日現在)		
資産の部				
流動資産				
現金・預金		18, 741, 468		
有価証券		4, 104, 124		
前払費用		751, 780		
未収委託者報酬		6, 599, 931		
未収運用受託報酬		5, 398, 961		
未収投資助言報酬		266, 359		
未収還付法人税等		13, 544		
その他		27, 898		
流動資産合計		35, 904, 069		
固定資産				
有形固定資産	※ 1	226, 755		
無形固定資産		3, 177, 724		
投資その他の資産				
投資有価証券		43, 703, 580		
関係会社株式		66, 222		
長期前払費用		7, 403		
差入保証金		364, 445		
繰延税金資産		1, 592, 859		
その他		9, 895		
投資その他の資産合計		45, 744, 406		
固定資産合計		49, 148, 886		
資産合計		85, 052, 955		

負債の部

流動負債		
預り金		86, 845
未払収益分配金		6, 178
未払手数料		2, 420, 306
未払運用委託報酬		1, 715, 368
未払投資助言報酬		1, 157, 149
その他未払金		2, 178, 751
未払費用		170, 292
未払法人税等		573, 020
未払消費税等	※ 2	451,000
前受投資助言報酬		42, 405
賞与引当金		652, 050
その他		69, 616
流動負債合計		9, 522, 985
固定負債		
退職給付引当金		2, 494, 028
役員退職慰労引当金		20,800
固定負債合計		2, 514, 828
負債合計		12, 037, 813
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8, 281, 840
資本剰余金合計		8, 281, 840
利益剰余金		
利益準備金		139, 807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		54, 965, 002
利益剰余金合計		55, 644, 809
株主資本合計		73, 926, 649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		\triangle 486, 524
繰延ヘッジ損益		△424 , 983
評価・換算差額等合計		△911, 507
純資産合計		73, 015, 142
負債・純資産合計		85, 052, 955

)中间損益計昇書				
				(単位:千円)
		第2	9期中間会計	-期間
	(自	2023年4月1日	至 2023年9	9月30日)
営業収益				
委託者報酬				14, 336, 875
運用受託報酬				10, 106, 262
投資助言報酬				557, 349
その他営業収益				8, 170
営業収益計			_	25, 008, 658
営業費用			_	11, 639, 819
一般管理費			※ 1	6, 327, 756
営業利益			_	7, 041, 082
営業外収益			※ 2	231, 266
営業外費用			※ 3	8, 807
経常利益			_	7, 263, 541
特別利益			※ 4	60, 023
特別損失				64
税引前中間純利益			_	7, 323, 500
法人税、住民税及び事業税				2, 077, 526
法人税等調整額				148, 031
法人税等合計			_	2, 225, 558
中間純利益			_	5, 097, 942

(3)中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

									(+-1	L . 1 17)
		株主資本								
	資本金	資本乗	1余金	利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備		利益準備		その他和	川益剰余金		利益剰余	
		金	金合計	金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	金合計	
当期首残高	10, 000, 000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120, 000	70,000	350, 000	57, 905, 876	58, 585, 683	76, 867, 523
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△8, 038, 816	△8, 038, 816	△8, 038, 816
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5, 097, 942	5, 097, 942	5, 097, 942
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△2, 940, 873	△2, 940, 873	△2, 940, 873
当中間期末残高	10, 000, 000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120, 000	70,000	350, 000	54, 965, 002	55, 644, 809	73, 926, 649

	評価	純資産 合計		
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△254, 732	△306, 177	△560, 910	76, 306, 613
当中間期変動額				
剰余金の配当	_	_	-	△8, 038, 816
中間純利益	_	_	-	5, 097, 942
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△231, 791	△118, 805	△350, 597	△350, 597
当中間期変動額合計	△231, 791	△118, 805	△350, 597	△3, 291, 471
当中間期末残高	△486, 524	△424, 983	△911, 507	73, 015, 142

注記事項

(重要な会計方針)

(重要な会計方針)	
	第29期中間会計期間
項目	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	①満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 ②その他有価証券
	中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)によっております。 ③関係会社株式
	移動平均法に基づく原価法によっております。
2. デリバティブ取引等の評	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
価基準及び評価方法	
3. 固定資産の減価償却の方	①有形固定資産
法	定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設
	備については定額法)によっております。なお、主な耐用
	年数は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年
	であります。
	②無形固定資産
	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェア
	については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額
4 7174 6 6 71 1 + 1244	法によっております。
4. 引当金の計上基準	①賞与引当金
	従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在
	籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を
	計上しております。 ②退職給付引当金
	② ② ② ② ② ② ② ② ② ②
	退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末におい
	て発生していると認められる額を計上しております。年俸
	制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額
	を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法について
	は、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異
	は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存
	勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分
	した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理してお
	ります。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計
	中俸制非週用有は、返職福刊引ヨ金及び返職福刊賃用の計 算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給
	付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。な
	お、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支
	払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。
	③役員退職慰労引当金
	役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当
	中間会計期間末要支給額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業にお
	ける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時
	点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
	①投資信託委託業務
	投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財
l	産の運用指図等を行っております。

C 別化井の次立取が色体の	当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 ③投資助言業務 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。
6. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通り であります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスク の種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間 を、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づ き、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率 分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通 算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行って おります。

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

882,598千円

※2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

	第29期中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
※1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	20,611千円
無形固定資産	302,812千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	51,567千円
為替差益	153, 991千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	2,693千円
※4.特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	30,731千円
投資有価証券売却益	29, 291千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
	株式数 (千株)	株式数 (千株)	株式数 (千株)	株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	_	_	108
合計	108	_	_	108

2. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	8, 038, 816	74, 126	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(注1)は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため 時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位:千円)

			(十四・111)
	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	4, 104, 124	4, 104, 490	365
その他有価証券	_	_	_
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23, 151, 829	23, 090, 156	△61, 673
その他有価証券	20, 551, 750	20, 551, 750	_
③デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	_	_	_
ヘッジ会計が適用され ているもの	△ 56, 928	△ 56, 928	_

^(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については△で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時

価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

区分	時価 (千円)			
区为	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	_	20, 551, 750	_	20, 551, 750
デリバティブ取引(※)				
為替予約	_	△56, 928	_	△56, 928
合計	_	20, 494, 821		20, 494, 821

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

区分	時価(千円)			
四月	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	_	27, 194, 646	_	27, 194, 646
合計		27, 194, 646		27, 194, 646

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	5, 249, 565	5, 250, 600	1, 034
時価が中間貸借	(2)社債	_	_	_
対照表計上額を超えるもの	(3) その他	_	_	_
	小計	5, 249, 565	5, 250, 600	1,034
	(1)国債・地方債等	22, 006, 388	21, 944, 046	△62, 342
時価が中間貸借	(2)社債	_	_	_
対照表計上額を超えないもの	(3) その他	_	_	_
	小計	22, 006, 388	21, 944, 046	△62, 342
	合計	27, 255, 954	27, 194, 646	△61, 308

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
中間貸借対照表	①国債・地方債等	_	_	_
計上額が取得原 価または償却原	②社債	_	_	_
価を超えるもの	③その他	_	_	_
	(3)その他(注)	6, 865, 999	7, 465, 529	599, 529
	小計	6, 865, 999	7, 465, 529	599, 529
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
中間貸借対照表	①国債・地方債等	_	_	_
計上額が取得原価または償却原	②社債	_	_	_
価を超えないもの	③その他	_	_	_
	(3)その他(注)	14, 466, 000	13, 086, 220	$\triangle 1, 379, 779$
	小計	14, 466, 000	13, 086, 220	△1, 379, 779
	合計	21, 331, 999	20, 551, 750	△780, 249

⁽注) 投資信託受益証券等であります。

(デリバティブ取引関係)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在) 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1, 269, 934	1	△56, 928
	合計		1, 269, 934	_	△56, 928

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業収益	
投資信託委託業務	14,336,875千円
投資運用業務	10, 106, 262千円
投資助言業務	557, 349千円
その他	8,170千円
計	25,008,658千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

「関連情報]

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3, 036, 913

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第29期中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	673, 273円29銭
1株当たり中間純利益金額	47,008円17銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
 - 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額

5,097,942千円

普通株主に帰属しない金額

_

日地外上に加肉しまり並振

5,097,942千円

普通株式に係る中間純利益金額 期中平均株式数

108千株

(重要な後発事象)

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

<変更前>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

- 第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定する。
 - 2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて会長1名<u>、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

<変更後>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、<u>取締役</u>社長が招集し、議長となる。<u>取締役</u>社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(役付取締役)

- 第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定する。
 - 2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会)

- 第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2. <u>取締役</u>社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

D C ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

約 款

運用の基本方針

約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

ニッセイ国内株式マザーファンド … 20%

ニッセイ国内債券マザーファンド … 55%

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド … 10%

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド … 10%

短期金融資產 … 5%

- ③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%)以内に変動幅を抑制します。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資 産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産 が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独 で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付 社債」といいます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により 算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- - ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることが ない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き 受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、または第59条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
 - ② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に対してのみ行うものとします。ただし、委託者または取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)が取得する場合はこの限りではありません。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込 者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰 属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および 第33条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にし たがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産 総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建 資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をい います。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買 相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振 替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、 同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱 うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振 替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口 座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載 または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより 定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を 除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益 証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来す

る計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。) は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第13条 取扱販売会社は第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。
 - ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
 - ⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第22条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の第5号から第26号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
 - 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
 - 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
 - 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
 - 5. 株券または新株引受権証書
 - 6. 国債証券
 - 7. 地方債証券
 - 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 14. コマーシャル・ペーパー
- 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) お よび新株予約権証券
- 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
- 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株

式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に 属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信 託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の35を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者 および受託者の利害関係人、第36条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人また は受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、 信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができ ます。
 - ② 前項の取扱いは、第27条から第31条まで、第35条、第41条、第42条および第43条における委託 者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その 指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投

資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産 に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施 行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転 換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属す る当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属 するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。
 - ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド の受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債な らびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第28条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を 一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をす ることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引 の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資 信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決 済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買 い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資 信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図について は、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信 託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理 を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがで きるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要 な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第37条 (削除)

(混蔵寄託)

第38条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第39条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第40条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録を することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあ ります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第41条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約 の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第42条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するこ との指図ができます。

(資金の借入れ)

第43条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第44条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第45条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合 で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第46条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第 1計算期間は、平成13年11月30日から平成13年12月20日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第47条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

- 第48条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の 利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託 財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分 は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、第22条第1項第3号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」 および第4号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関す る権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末 または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資 信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の 50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額 に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

(収益の分配方式)

第50条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除 した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用 (消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控 除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるた め、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第51条 受託者は、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日および第52条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第52条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第52条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第52条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第53条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第54条第1項受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱 販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第53条 受益者が、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないときならびに信託終了による償還金については第52条第3項に規定する支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(一部解約)

- 第54条 受益者(取扱販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位を もって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が あるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配

金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第55条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この 投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合 において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者 は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ とができます。
 - ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に 代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレス に掲載します。

http://www.nam.co.jp/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.nam.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則第1条 約款第13条第5項の「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積) 投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとしま

す。

- 附則第2条 第52条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当 該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規 定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の 受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整さ れるものとします。
- 附則第3条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 附則第4条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成13年11月30日(投資信託契約締結日)

東京都千代田区大手町一丁目8番1号

委託者 ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役社長 山田 昌弘

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

受託者 三菱信託銀行株式会社

取締役社長 内海 暎郎

追加型証券投資信託

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)

約 款

運用の基本方針

約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

ニッセイ国内株式マザーファンド … 30%

ニッセイ国内債券マザーファンド … 35%

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド … 20%

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド … 10%

短期金融資産 … 5%

- ③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%)以内に変動幅を抑制します。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資 産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産 が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独 で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付 社債」といいます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以内とします。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により 算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標 準 型)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- - ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることが ない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き 受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、または第59条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる 場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
 - ② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に対してのみ行うものとします。ただし、委託者または取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)が取得する場合はこの限りではありません。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込 者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰 属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および 第33条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にし たがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産 総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建 資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をい います。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買 相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振 替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、 同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱 うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振 替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口 座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載 または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより 定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来す

る計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。) は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および 当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額 を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円としま す。
 - ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
 - ⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する 金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取 引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしく は同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。 以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、 受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことが できます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ及び二に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第22条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の第5号から第26条までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
 - 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
 - 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
 - 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
 - 5. 株券または新株引受権証書
 - 6. 国債証券
 - 7. 地方債証券
 - 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 14. コマーシャル・ペーパー
- 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) お よび新株予約権証券
- 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
- 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条にお いて同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株

式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の65を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に 属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信 託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者 および受託者の利害関係人、第36条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人また は受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、 信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができ ます。
 - ② 前項の取扱いは、第27条から第31条まで、第35条、第41条、第42条および第43条における委託 者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その 指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投

資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産 に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施 行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転 換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属す る当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属 するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。
 - ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド の受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債な らびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第28条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を 一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をす ることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引 の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資 信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決 済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買 い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資 信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図について は、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理 を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができ るものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要 な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第37条 (削除)

(混蔵寄託)

第38条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第39条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第40条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録を することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあ ります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第41条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約 の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第42条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するこ との指図ができます。

(資金の借入れ)

第43条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第44条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第45条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合 で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第46条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第 1計算期間は、平成13年11月30日から平成13年12月20日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第47条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

- 第48条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の 利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託 財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分 は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、第22条第1項第3号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および第4号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

(収益の分配方式)

第50条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除 した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用 (消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控 除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるた め、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第51条 受託者は、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日および第52条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第52条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第52条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第52条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第53条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第54条第1項受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱 販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第53条 受益者が、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないときならびに信託終了による償還金については第52条第3項に規定する支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(一部解約)

- 第54条 受益者(取扱販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位を もって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が あるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配

金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第55条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この 投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合 において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者 は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ とができます。
 - ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に 代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレス に掲載します。

http://www.nam.co.jp/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.nam.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則第1条 約款第13条第5項の「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積) 投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとしま

す。

- 附則第2条 第52条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当 該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規 定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の 受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整さ れるものとします。
- 附則第3条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 附則第4条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成13年11月30日(投資信託契約締結日)

東京都千代田区大手町一丁目8番1号

委託者 ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役社長 山田 昌弘

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

受託者 三菱信託銀行株式会社

取締役社長 内海 暎郎

追加型証券投資信託

D C ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

約 款

運用の基本方針

約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資熊度

- ① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

ニッセイ国内株式マザーファンド … 40%

ニッセイ国内債券マザーファンド … 15%

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド … 30%

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド … 10%

短期金融資産 … 5%

- ③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%)以内に変動幅を抑制します。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産 が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独 で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付 社債」といいます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の55%以内とします。
- ⑧ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により 算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用方針については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- - ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることが ない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金10,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き 受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、または第59条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる 場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
 - ② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に対してのみ行うものとします。ただし、委託者または取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)が取得する場合はこの限りではありません。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込 者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰 属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第33条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振 替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、 同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱 うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振 替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口 座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載 または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより 定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を 除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益 証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来す

る計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。) は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。
 - ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
 - ⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第22条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の第5号から第26号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
 - 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
 - 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
 - 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
 - 5. 株券または新株引受権証書
 - 6. 国債証券
 - 7. 地方債証券
 - 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 14. コマーシャル・ペーパー
- 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
- 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーフ

アンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の55を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ① 前3項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託 及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者 および受託者の利害関係人、第36条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人また は受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、 信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができ ます。
 - ② 前項の取扱いは、第27条から第31条まで、第35条、第41条、第42条および第43条における委託 者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その 指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投 資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産 に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額 とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時 価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式および当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施 行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転 換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属す る当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属 するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投 資の指図をしません。
 - ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第28条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を 一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をす ることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引 の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社 債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資 信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決 済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買

- い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資 信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図について は、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信 託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理 を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがで きるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務

- 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第37条 (削除)

(混蔵寄託)

第38条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第39条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第40条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録を することとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあ ります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第41条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約 の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第42条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するこ との指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第43条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をも って有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5

営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第44条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属 します。

(受託者による資金の立替え)

- 第45条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第46条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第 1計算期間は、平成13年11月30日から平成13年12月20日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に規定する信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第47条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

- 第48条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の 利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託 財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分 は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産中から支弁するものとします。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
 - ④ 委託者は、第22条第1項第3号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」 および第4号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関す

る権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

(収益の分配方式)

第50条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除 した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用 (消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控 除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるた め、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第51条 受託者は、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日および第52条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第52条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第52条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第52条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第53条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則と

して取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第54条第1項受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱 販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第53条 受益者が、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないときならびに信託終了による償還金については第52条第3項に規定する支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(一部解約)

- 第54条 受益者(取扱販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位を もって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が あるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配 金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、 この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利である

と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この 投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超 えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合 において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者 は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ とができます。
 - ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に 代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレス に掲載します。

http://www.nam.co.jp/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.nam.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則第1条 約款第13条第5項の「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積) 投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。
- 附則第2条 第52条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、 各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当 該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規

定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の 受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整さ れるものとします。

- 附則第3条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 附則第4条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成13年11月30日(投資信託契約締結日)

東京都千代田区大手町一丁目8番1号 委託者 ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役社長 山田 昌弘

東京都千代田区永田町二丁目11番1号 受託者 三菱信託銀行株式会社 取締役社長 内海 暎郎